

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(23)…………… 3
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例(24)…………… 4
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(25)…………… 4
- 規 則
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(48)…………… 4
- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(49)…………… 4
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(50)…………… 5
- 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則(51)…………… 5
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(52)…………… 5
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(53)…………… 5
- 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則(54)…………… 5
- 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則(55)…………… 5
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(56)…………… 5
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(57)…………… 6
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(58)…………… 6
- 訓 令 甲
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正(6)…………… 7
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(7)…………… 7
- 世田谷区公報発行規程の一部改正(8)…………… 14
- 世田谷区人事評価規程の一部改正(9)…………… 14

- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(10)…………… 14
- 職員の旅費支給規程の一部改正(11)…………… 14
- 宿日直手当支給規程の一部改正(12)…………… 14
- 世田谷区被服貸与規程の一部改正(13)…………… 14
- 世田谷区児童相談所処務規程の一部改正(14)…………… 15
- 世田谷区における建築主事等の確認等に関する事務の執行順位に関する規程の一部改正(15)…………… 15
- 世田谷区会計室事案決定手続規程の一部改正(16)…………… 15
- 告 示
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(220)…………… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(221)…………… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(222)…………… 15
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(223)…………… 15
- 世田谷区環境美化等に関する条例及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則に基づく雑草除去委託料の告示(224)…………… 15
- 世田谷区情報公開条例に基づく区が出資その他財政支出等を行う法人等の告示の一部改正(225)…………… 16
- 世田谷区清掃・リサイクル条例及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に基づく令和8年度的一般廃棄物の処理に関する実施計画の告示(226)…………… 16
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(227)…………… 16
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(228)…………… 16
- 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設の確認及び特定教育・保育施設の確認の辞退の告示(229)…………… 16
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(230)…………… 16
- 子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認の告示(231)…………… 16
- 地方自治法に基づく北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(232)…………… 16
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(233)…………… 16
- 地方自治法に基づく玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(234)…………… 16
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(235)…………… 16
- 地方自治法に基づく砧総合支所管

- 内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(236)…………… 17
- 世田谷区立地区会館条例に基づく自転車等駐車場の使用料の収納事務委託の告示(237)…………… 17
- 地方自治法に基づく烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(238)…………… 17
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(239)…………… 17
- 世田谷区立地区会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(240)…………… 17
- 地方自治法に基づく世田谷区区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示(241)…………… 17
- 地方自治法に基づく特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納事務委託の告示(242)…………… 17
- 地方自治法に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(243)…………… 17
- 地方自治法に基づく特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(244)…………… 18
- 地方自治法に基づく特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(245)…………… 18
- 世田谷区立敬老会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(246)…………… 18
- 世田谷区立健康増進・交流施設条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(247)…………… 18
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の徴収事務委託の告示(248)…………… 18
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の徴収事務委託の告示(249)…………… 18
- 世田谷区立世田谷美術館条例に基づく観覧料、特別観覧料及び使用料の徴収事務委託の告示(250)…………… 18
- 世田谷区立世田谷文学館条例に基づく観覧料及び特別観覧料の徴収事務委託の告示(251)…………… 19
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(252)…………… 19
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(253)…………… 19
- 世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(254)…………… 19
- 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例に基づく利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料の収納事務委託の告示(255)…………… 19
- 世田谷区立区民センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(256)…………… 19
- 世田谷区手数料条例に基づく多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納事務委託の告示(257)…………… 19
- 世田谷区立地域体育館・地区体育

|   |   |  |
|---|---|--|
| 室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(258).....20  | ○世田谷区立多摩川玉堤広場条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(279).....23  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(303).....26                     |
| ○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(259).....20                                    | ○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(280).....24   | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(304).....26         |
| ○世田谷区立区民農園条例に基づく区民農園の使用料の収納事務委託の告示(260).....20                                      | ○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(281).....24  | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(305).....27               |
| ○世田谷区清掃・リサイクル条例に基づく廃棄物処理手数料のうち世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務委託の告示(261).....20 | ○世田谷区立ミニS L条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(282).....24  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(306).....27                     |
| ○地方自治法に基づくエコプラザ用賀におけるリユース品の売払代金の収納事務委託の告示(262).....21                               | ○世田谷区立公園条例に基づく占用料及び使用料の収納事務委託の告示(283).....24  | ○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(307).....27                |
| ○地方自治法に基づく資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金の収納事務委託の告示(263).....21         | ○世田谷区立公園条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(284).....24   | ○住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し並びに住民票の写し及び住民票の除票の写しの無効の告示(308).....27 |
| ○地方自治法に基づく金属系不燃・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納事務委託の告示(264).....21                        | ○世田谷区自転車条例、世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例に基づく手数料の収納事務委託の告示(285).....24                                       | ○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(309).....27                   |
| ○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(265).....21                                    | ○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(286).....24   | ○東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表の告示(310).....27                |
| ○世田谷区立保健センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(266).....21   | ○世田谷区立学校施設使用条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(287).....25   | ○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(311).....27                   |
| ○世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(267).....22                                     | ○世田谷区立図書館条例に基づくプラネタリウムの観覧料の収納事務委託の告示(288).....25  | ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(312).....31                    |
| ○世田谷区後期高齢者医療に関する条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(268).....22                                     | ○地方自治法に基づく世田谷区教育会館におけるリサイクル資源の売払代金の収納事務委託の告示(289).....25  | ○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立兵庫島公園の区域変更の告示(313).....31                 |
| ○世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(269).....22  | ○地方自治法に基づく政策研究・調査統括計画調査担当事務室、世田谷地域青少年交流センター準備室及びキッズルームでいんかあべる三茶におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(290).....25 | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(314).....31                     |
| ○介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(270).....22   | ○生活保護法に基づく扶助その他これに類する扶助の支出事務委託の告示(291).....25   | ○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(315).....31                   |
| ○介護保険法に基づく保険料の収納事務委託の告示(271).....22   | ○世田谷区副区長の担任事項に関する規程の一部を改正する告示(292).....25   | ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(316).....31                      |
| ○世田谷区立障害者休養ホーム条例に基づく使用料の徴収事務委託の告示(272).....23                                       | ○子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業者の確認の告示(293).....25   | ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(317).....31                 |
| ○世田谷区発達障害相談・療育センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(273).....23                                   | ○世田谷区国民健康保険条例に基づく保険料の徴収事務委託の告示(294).....25  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(318).....31                     |
| ○世田谷区立産後ケアセンター条例に基づく利用料の収納事務委託の告示(274).....23                                       | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(295).....26  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(319).....32                           |
| ○世田谷区立青少年交流センター条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(275).....23                                      | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(296).....26  | ○建築基準法に基づく道路指定の告示(320).....32                                |
| ○地方自治法に基づく世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(276).....23                    | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(297).....26  | ○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(321).....32                   |
| ○地方自治法に基づく希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(277).....23                             | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(298).....26  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(322).....32                     |
| ○狂犬病予防法に基づく注射済票の交付に係る手数料の収納事務委託の告示(278).....23                                      | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(299).....26  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(323).....32                           |
|   | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(300).....26  | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(324).....32                     |
|   | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(301).....26  | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(325).....32                  |
|   | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(302).....26  | ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(326).....32                  |
|   |   | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(327).....32                     |
|   |   | ○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(328).....32                     |

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(329)……32

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(330)……………33

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(331)……………33

**公 告**

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(26)……33

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(27)……33

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(28)……33

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(29)……33

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(30)……………33

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(31)……………33

○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告(32)……………33

○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告(33)……………33

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(34)……………34

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(35)……………34

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(36)……………34

**訓 令 甲(教)**

○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正(3)……………34

○学校職員出勤等の記録の整理規程の一部改正(4)……………35

○幼稚園教育職員等の旅費支給規程の一部改正(5)……………35

○世田谷区幼稚園教育職員人事評価規程の一部改正(6)……………35

**訓 令 甲(議会議長)**

○世田谷区議会事務局処務規程の一部改正(1)……………35

○世田谷区議会個人情報保護条例施行規程の一部改正(2)……………35

**告 示(農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(3)……………36

**訓 令 甲(監)**

○世田谷区監査事務局処務規程の一部改正(1)……………36

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第23号

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

世田谷区条例第24号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第25号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

第1条 世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。)」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第37条中「、「環境性能割」、「種別割」を削る。

第37条の2(見出しを除く。)を次のように改める。

第37条の2 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

第37条の3(見出しを除く。)を次のように改める。

第37条の3 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第37条の5から第37条の10までを削る。

第38条から第40条までの規定(見出しを含む。)及び第42条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条(見出しを含む。)、第46条(見出しを含む。)及び第46条の2(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の3第2項中「第37条の2第3項ただし書」を「第37条の2第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第3条の5を削る。

付則第3条の5の2に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)」において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項を「同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)」には、法附則第5条の4第5項に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改め、同条を付則第3条の5とする。

付則第3条の7第1項及び第3条の10中「付則第3条の5の2第1項」を「付則第3条の5第1項」に改める。

付則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第3条の5の2第1項」を削る。

付則第8条第3項第2号、第9条第3項第2号及び第10条第3項第2号中「付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第12条第5項第2号、第13条第2項第2号、第14条第2項第2号、第14条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第14条の3第2項第2号及び第5項第2号中「付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項」を「及び付則第3条の5第1項」に改める。

付則第14条の4から第14条の8までを次のように改める。

第14条の4から第14条の8まで 削除

付則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「付則第15条第1項から第4項まで」を「付則第15条第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

(世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年9月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この条例による改正後の世田谷区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和28年2月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条中「の種別割(同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)」を削る。

第2条、第3条、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部1の項及び別表第2区長の部1の款中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第48号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第49号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第50号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

第13条の表(2)の項中「特別区民税・都民税減免及び森林環境税免除可否決定通知書(区税(種別割)を「特別区民税・都民税・森林環境税減免・免除可否決定通知書(区税(軽自動車税)に改め、同表(3)の項中「軽自動車税(種別割)減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同表(4)の項中「軽自動車税(種別割)減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に、「種別割の」を「軽自動車税の」に改める。

第16条の表(4)の項中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

様式目次第12号の2様式の項を次のように改める。

第12号の2様式 特別区民税・都民税・森林環境税減免・免除可否決定通知書

様式目次第12号の3様式の項を次のように改める。

第12号の3様式 軽自動車税減免申請書 様式目次第12号の5様式の項を次のように改める。

第12号の5様式 軽自動車税減免可否決定通知書

様式目次第17号様式の項を次のように改める。

第17号様式 軽自動車税納税通知書

様式目次第25号の3様式の項を次のように改める。

第25号の3様式 軽自動車税減免申請書(身体障害者等用)

第12号の2様式を次のように改める。

様式省略 第12号の3様式中「軽自動車税(種別割)減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

第12号の5様式裏面以外の部分中「軽自動車税(種別割)減免可否決定通知書」を「軽自動車税減免可否決定通知書」に改め、「の種別割」を削る。

第15号様式の(3)中「(種別割)」を削る。第16号様式裏面以外の部分を次のように

改める。

様式省略

第17号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(1)の3中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改める。

第19号様式の(2)の1を次のように改める。

様式省略

第19号様式の(2)の2中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改める。

第19号様式の(2)の3を次のように改める。

様式省略

第25号の3様式中「軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障害者等用)」を「軽自動車税減免申請書(身体障害者等用)」に、「軽自動車税(種別割)の」を「軽自動車税の」に、「前年度軽自動車税(種別割)減免申請」を「前年度軽自動車税減免申請」に改める。

第26号様式の(2)及び第26号様式の(3)中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改める。

第29号様式を次のように改める。

様式省略

第34号の2様式を次のように改める。

様式省略

第35号の2様式を次のように改める。

様式省略

第37号様式を次のように改める。

様式省略

第39号様式から第42号様式までを次のように改める。

様式省略

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割及び軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則(昭和28年8月世田谷区規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例施行規則

第1条中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に改める。

第2条中「軽自動車税(種別割)納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改める。

第3条中「軽自動車税(種別割)納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第1号様式中「軽自動車税(種別割)納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「Light Motor Vehicle Tax (Category Base) Stamp」を「Light Motor Vehicle Tax Stamp」に改める。

第2号様式中「軽自動車税(種別割)納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年10月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

別表第1条別表第1区長の部1の項の項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

別表第2条別表第2区長の部1の款の部1の款中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和8年4月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第51号

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第52号

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第54号

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第55号

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第56号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

世田谷区規則第57号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

世田谷区規則第58号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則(平成25年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年3月世田谷区規則第69号)の一部を次のように改正する。

第23条の7中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考1第3号及び別表第2備考2中「、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則(平成30年3月世田谷区規則第63号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保育料条例施行規則(平成27年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5条の4第6項、第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の

一部を改正する規則

第1条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(令和2年3月世田谷区規則第55号)の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(条例第63条第10項の心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第5項、第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第5項中「第16条」を「第16条第1項」に改め、「の保育士」の次に「(同条第2項、附則第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者及び同条第2項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第10項中「第16条本文」を「第16条第1項本文」に、「同条ただし書」を「同項ただし書」に改める。

附則第11項及び第12項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附則第13項中「第16条本文」を「第16条第1項本文」に、「児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい」を「同条第2項」に改め、附則に次の1項を加える。

14 第16条第2項及び附則第5項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同条第2項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第2条 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年3月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和10年3月31日まで」に改め、「第16条の規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第16条の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この

場合において、この規則による改正前の第16条の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 第1項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第9条第2項中「保健師、助産師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第32条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所

B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第12条第2項中「保健師、助産師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第4条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第13条第2項中「前項」を「条例第48条第2項」に、「保健師、助産師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第48条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第5項中「法第18条の18第3項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第12条第2項」を「第12条第2項若しくは第3項」に改め、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

第2条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この規則による改正後の第8条第1項、第9条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の規定（満3歳

以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第8条第1項、第9条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第8条第1項、第9条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第8条第1項、第9条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号の表備考第1号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1号を加える。

5 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <p>当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附則第8項中「主幹養護教諭」の次に「主務養護教諭」を加える。</p> <p>附則第10項ただし書中「第4条第2号の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改める。</p> <p>附則第12項中「附則第8項」を「第4条第2号の表備考第5号及び附則第8項」に、「第4条第2号の表備考第1号」を「同表備考第1号」に、「を小学校教諭等免許状所持者」を「を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に、「当該小学校教諭等免許状所持者」を「当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。</p> <p>附則第13項を次のように改める。</p> <p>13 第4条第2号の表備考第5号及び附則第10項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者(同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>第2条 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年3月世田谷区規則第45</p> | <p>号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2項中「第4条第2号の表1の項及び2の項の規定」を「第4条第2号の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)」に改める。</p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この規則による改正後の第4条第2号の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第4条第2号の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>附則<br/>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>訓 令 甲</b></p> <p>◎世田谷区訓令甲第6号<br/>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。</p> | <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>第6条の次に次の1条を加える。<br/>(全ての職員の職責)<br/>第6条の2 職員は、第8条及び第9条に定める分掌事務及び担当事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。<br/>第8条の表地域振興課の部地域振興・防災担当係長の項10号中「(世田谷総合支所に限る。)」を削る。<br/>別表2の部地域振興課の款中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から20の項までを1項ずつ繰り上げる。</p> <p>◎世田谷区訓令甲第7号<br/>庁 中 一 般<br/>世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>第2条第1号の2を削る。<br/>第9条第5項中「技監、次長」を「次長」に改め、同項の表中「技監」を削る。<br/>別表1の部24の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同表7の部経理課の款3の項中「不動産借入契約」を「不動産借受契約」に改め、同部課税課の款及び納税課の款中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改め、同表8の部市民活動推進課の款3の項を次のように改める。</p> |  |
| <p>3 本庁舎等における区民利用・交流拠点施設(世田谷区民会館を除く。以下この項において同じ。)の開設準備及び事業運営に関すること。</p>  |  | <p>1 本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の開設準備及び事業運営に係る調整に関すること。</p> <p>1 本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の開設準備及び事業運営を行うこと。</p>  |  |
| <p>別表9の2の部スポーツ推進課の款に次のように加える。</p> <p>7 スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画に関すること。</p>   | <p>1 スポーツ及びレクリエーション施設に関する総合的な計画を策定すること。</p>  |  |  |
| <p>別表9の2の部スポーツ施設課の款及び拠点スポーツ施設整備担当課の款を削り、同表9の3の部に次のように加える。</p>  |  |  |  |
| <p>清掃管理課</p> <p>1 廃棄物処理手数料に関すること。</p> <p>2 清掃事務所等の整備に関すること。</p> <p>3 安全衛生に関すること。</p>   |  | <p>1 廃棄物処理手数料の徴収事務委託契約を締結すること。</p> <p>2 世田谷区清掃・リサイクル条例第54条第5項の規定に基づき廃棄物処理手数料を還付すること。</p> <p>1 清掃事務所等の整備を行うこと。</p> <p>1 安全作業手順を策定すること。</p> <p>1 安全衛生連絡会を開催すること。</p>   |  |
| <p>清掃・リサイクル</p> <p>1 ごみの減量及び資源の有効利用に係る住民及び事業者の活動の支援に関すること。</p> <p>2 清掃・リサイクル事</p>  | <p>1 世田谷区清掃・リ</p> <p>1 ごみの減量及び資源の有効利用に係る住民及び事業者の活動の支援に関する基本的方針を策定すること。</p>   | <p>1 ごみの減量及び資源の有効利用に係る住民及び事業者の活動の支援を行うこと。</p>  |  |

|                            |  |   |  |  |  |
|----------------------------|--|---|--|--|--|
| <p>ル<br/>推<br/>進<br/>課</p> | <p>業に係る計画に関する<br/>こと。</p> <p>3 廃棄物の収集及び<br/>運搬並びに資源の再<br/>利用に係る作業計画<br/>に関すること。</p> <p>4 作業用自動車の配<br/>置に関すること。</p> <p>5 清掃・リサイクル施<br/>設の整備及び改修に<br/>関すること。</p> <p>6 再利用の対象とな<br/>る廃棄物の収集又は<br/>運搬の禁止に関する<br/>こと。</p> <p>7 適正処理困難物に<br/>関すること。</p> <p>8 大規模排出事業者<br/>等に対する指導に関<br/>すること。</p> <p>9 廃棄物の排出に係<br/>る指導に関すること。</p> <p>10 地域環境の清潔保<br/>持に関すること。</p> | <p>サイクル条例(以下こ<br/>の款において「条例」<br/>という。)第13条第1<br/>項の規定に基づき再<br/>利用に関する計画を<br/>策定すること。</p> <p>2 条例第35条第1項<br/>の規定に基づき一般<br/>廃棄物の処理に関す<br/>る計画を策定するこ<br/>と。</p> <p>1 条例第34条第1項<br/>の規定に基づき適正<br/>処理困難物を指定<br/>し、及び公表するこ<br/>と。</p> | <p>1 清掃・リサイクル施<br/>設の整備及び改修に<br/>関する基本的方針を<br/>策定すること。</p> <p>1 条例第23条第1項<br/>の規定に基づく公表<br/>を行うこと。</p> <p>2 条例第24条の規定<br/>に基づく収集拒否等<br/>を行うこと。</p> | <p>1 廃棄物の収集及び<br/>運搬並びに資源の再<br/>利用に係る作業計画<br/>を策定すること。</p> <p>2 廃棄物及び資源の<br/>中継作業に係る計画<br/>を策定すること。</p> <p>1 清掃・リサイクル施<br/>設の整備及び改修を<br/>行うこと。</p> <p>1 条例第31条の2第<br/>2項の規定に基づく<br/>収集又は運搬の禁止<br/>命令を行うこと。</p> <p>1 条例第22条の規定<br/>に基づく改善等の勧<br/>告を行うこと。</p> <p>2 条例第53条第3項<br/>の規定に基づく措置<br/>命令を行うこと。</p> <p>1 条例第42条の規定<br/>に基づき土地又は建<br/>物の占有者に対する<br/>改善命令等を行うこ<br/>と。</p> <p>2 条例第45条の規定<br/>に基づき事業者に対<br/>する中間処理及び分<br/>別排出の命令を行う<br/>こと。</p> <p>3 条例第46条の規定<br/>に基づき事業者に対<br/>する運搬又は処分の<br/>命令を行うこと。</p> <p>4 条例第48条の規定<br/>に基づき事業者に対<br/>する改善命令等を行<br/>うこと。</p> <p>5 条例第51条の規定<br/>に基づき事業者に対<br/>する処分命令等を行<br/>うこと。</p> <p>1 条例第73条の規定<br/>に基づく改善命令等<br/>を行うこと。</p> | <p>1 作業用自動車の配車<br/>計画を策定すること。</p> <p>1 条例第34条第4項の<br/>規定に基づく回収を命<br/>ずること。</p> |
|----------------------------|--|---|--|--|--|

|                               |  |   |   |  |
|-------------------------------|--|---|---|--|
| 11 立入検査等を行う職員の身分証明に関すること。     |  |   |   | 1 世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則第91条第2項に規定する廃棄物管理指導員証を交付すること。<br>2 浄化槽法第53条第3項に規定する立入検査等を行う職員の身分を示す証明書を交付すること。 |
| 12 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。 |  | 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この項において「法」という。)第7条の3の規定に基づき事業の停止を命じ、又は法第7条の4第1項(同項第1号に該当する場合を除く。)及び第2項の規定に基づき許可の取消しを行うこと。<br>2 浄化槽法第41条第2項(同項第3号に該当する場合を除く。)の規定に基づき許可の取消しを行い、又は同項の規定に基づき事業の停止を命ずること。 | 1 法第7条の4第1項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定に基づき許可の取消しを行うこと。<br>2 浄化槽法第41条第2項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定に基づき許可の取消しを行うこと。<br>3 業の許可を行うこと。<br>4 業者等に対する改善命令及び措置命令を行うこと。<br>5 浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすること。 |  |

別表10の2の部を削り、同表13の部子ども・若者支援課の款中13の項を14の項とし、10の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、同款9の項の次に次のように加える。

|  |  |                                      |  |  |
|--|--|--------------------------------------|--|--|
| 10 特定乳児等通園支援事業(私立幼稚園が実施する事業に限る。以下この項において同じ。)の確認に関すること。 |  | 1 特定乳児等通園支援事業の確認、確認の変更及び取消し等を決定すること。 |  |  |
|--|--|--------------------------------------|--|--|

別表13の部保育課の款4の項中「及び特定地域型保育事業等」を「、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業等」に改め、同款に次のように加える。

|   |  |                                      |  |  |
|---|--|--------------------------------------|--|--|
| 11 特定乳児等通園支援事業(部内他の課に属することを除く。以下この項において同じ。)の確認に関すること。 |  | 1 特定乳児等通園支援事業の確認、確認の変更及び取消し等を決定すること。 |  |  |
|---|--|--------------------------------------|--|--|

別表13の部保育認定・調整課の款9の項中「及び特定地域型保育事業等」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改め、同款に次のように加える。

|   |  |                                      |  |                      |
|---|--|--------------------------------------|--|----------------------|
| 13 乳児等支援給付認定に関すること。<br>14 特定乳児等通園支援事業(認可外保育施設が実施する事業に限る。以下この項において同じ。)の確認に関すること。 |  | 1 特定乳児等通園支援事業の確認、確認の変更及び取消し等を決定すること。 |  | 1 乳児等支援給付認定の決定を行うこと。 |
|---|--|--------------------------------------|--|----------------------|

別表15の部建築調整課の款2の項中「第137条の12第6項及び第7項」を「137条の12第11項及び第12項」に改め、同款12の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同部居住支援課の款2の項中「居住支援制度」を「保証会社紹介制度」に改め、同款3の項から5の項までを削り、同款に次のように加える。

|                       |  |  |                      |  |
|-----------------------|--|--|----------------------|--|
| 3 居住安定援助賃貸住宅事業に関すること。 |  |  | 1 居住安定援助計画の認定に関すること。 |  |
|-----------------------|--|--|----------------------|--|

- |   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| <p>4 マンションの再生等の円滑化に関する法律(以下この項において「法」という。)に関すること。</p> | <p>1 法第9条第1項又は第5項の規定に基づく組合の設立の認可並びに法第14条第1項の規定に基づく組合の設立の認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧をすること。</p> <p>2 法第38条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第6項の規定に基づく公告、法第137条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第5項の規定に基づく公告又は法第186条第4項の規定に基づく組合の解散の認可及び同条第5項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>3 法第45条第1項の規定に基づく個人施行者によるマンション再生事業の施行の認可、法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令(以下この項において「政令」という。)第15条において準用する政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。</p> <p>4 法第54条第1項の規定に基づくマンション再生事業の廃止又は終了の認可及び同条第3項において準用する法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告をすること。</p> <p>5 法第57条第1項の規定に基づく権利変換計画の認可をすること。</p> <p>6 法第98条第4項、法第161条第4項、法第163条の53第4項又は法第214条第4項の規定に基づく組合の設立の認可の取消し並びに法第38条第6項、法第137条第5項又は法第186条第5項の規定に基づく</p> | <p>1 法第11条第3項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見書の処理及び法第11条第5項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理をすること。</p> <p>2 法第34条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画の変更の認可、同条第2項において準用する法第14条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第2条の規定に基づく当該図書の縦覧及び政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。</p> <p>3 法第42条(法第138条において準用する場合を含む。)の規定に基づく決算報告書の承認をすること。</p> <p>4 法第66条において準用する法第57条第1項の規定に基づく権利変換計画の変更の認可をすること。</p> <p>5 法第97条第2項の規定に基づくマンション再生事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。</p> <p>6 法第98条第3項、法第161条第3項、法第163条の53第3項又は法第214条第3項の規定に基づく組合のした処分、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止、若しくは変更その他必要な措置を命ずること。</p> <p>7 法第98条第5項、法第161条第5項、法第163条の53第5項又は法第214条第5項の規定に基づく総会の招集をすること。</p> <p>8 法第98条第6項、法第161条第6項、法第163条の53第6項又は法第214条第6項の規定に基づく組合員の投票をすること。</p> | <p>1 法第50条第1項の規定に基づく規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可、同条第2項において準用する法第49条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付並びに同条第3項の規定に基づく図書の縦覧及び政令第15条において準用する政令第2条の規定に基づく当該図書の縦覧に係る公告をすること。</p> <p>2 法第51条第3項の規定に基づく施行者が数人になったときの法第45条第1項の規約の認可及び同条第7項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>3 法第51条第6項の規定に基づく施行者が変動したときの届出の受理及び同条第7項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>4 法第53条第1項の規定に基づく審査委員の承認をすること。</p> <p>5 法第94条第1項又は同条第3項の規定に基づく管理規約の認可をすること。</p> <p>6 法第97条第1項の規定に基づくマンション再生事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をすること。</p> <p>7 法第98条第1項若しくは第2項、法第161条第1項若しくは第2項、法第163条の53第1項若しくは第2項又は法第214条第1項若しくは第2項の規定に基づく組合の事業又は会計の状況の検査をすること。</p> <p>8 法第108条第1項の規定に基づく認定除却等計画に係る報告を求めること。</p> <p>9 法第160条第1項の規定に基づくマンション等売却事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をすること。</p> <p>10 法第163条の52第1項の規定に基づくマンション除却事業</p> | <p>1 法第11条第1項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の縦覧並びに政令第1条の規定に基づく公告をすること。</p> <p>2 法第11条第2項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)に対する意見書を受理すること。</p> <p>3 法第25条第1項(法第126条第3項及び法第175条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく理事長の氏名及び住所の届出の受理及び法第25条第2項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>4 政令第2条(政令第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づく公告をすること。</p> <p>5 法第170条第1項(法第183条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の縦覧並びに政令第36条の規定に基づく公告をすること。</p> <p>6 法第170条第2項(法第183条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)に対する意見書を受理すること。</p> |
|---|--|--|---|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>く当該認可の取消しの公告をすること。</p> <p>7 法第99条第2項の規定に基づくマンション再生事業の施行の認可の取消し及び同条第3項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>8 法第104条第1項の規定に基づく除却等計画の認可をすること。</p> <p>9 法第113条第1項の規定に基づく組合の設立の認可及び法第120条第1項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>10 法第141条第1項の規定に基づく分配金取得計画の認可をすること。</p> <p>11 法第163条の6第1項の規定に基づく組合の設立の認可及び法第163条の13第1項の規定に基づく公告をすること。</p> <p>12 法第163条の34第1項の規定に基づく補償金支払計画の認可をすること。</p> <p>13 法第168条第1項の規定に基づく組合の設立の認可並びに法第173条第1項の規定に基づく組合の設立の認可に係る公告をすること。</p> <p>14 法第190条第1項の規定に基づく敷地権利変換計画の認可をすること。</p> | <p>9 法第98条第7項、法第161条第7項、第163条の53第7項又は法第214条第7項の規定に基づく議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しをすること。</p> <p>10 法第99条第1項の規定に基づく個人施行者のした処分取消し、変更若しくは停止又は個人施行者のした工事中止若しくは変更その他必要な措置を命ずること。</p> <p>11 法第106条第1項の規定に基づく除却等計画の変更の認定をすること。</p> <p>12 法第108条第2項の規定に基づく認定除却等計画に係る勧告又は同条第3項の規定に基づく公表をすること。</p> <p>13 法第134条第1項の規定に基づく組合の定款又は資金計画の変更の認可及び同条第2項において準用する法第120条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告をすること。</p> <p>14 法第145条において準用する法第141条第1項後段の規定に基づく分配金取得計画の変更の認可をすること。</p> <p>15 法第160条第2項の規定に基づくマンション等売却事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。</p> <p>16 法第163条の27第1項の規定に基づく組合の定款又は資金計画の変更の認可及び同条第2項において準用する法第163条の13第1項の規定に基づく当該認可に係る公告をすること。</p> <p>17 法第163条の38において準用する法第163条の34第1項後段の規定に基づく補償金支払計画の変更の認可をすること。</p> <p>18 法第163条の52第2項の規定に基づくマンション除却事業の促進を図るために</p> | <p>に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をする。</p> <p>11 法第163条の56第2項の規定に基づく認定をすること。</p> <p>12 法第163条の58第1項の規定に基づく要除却等認定マンションの除却等に係る指導及び助言をすること。</p> <p>13 法第213条第1項の規定に基づくマンション敷地分割事業に関し報告等を求め、又は必要な勧告等をする。</p> |
|---|--|---|

|  |   |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|
|  | <p>5 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下この項において「条例」という。）に関すること。</p> |  | <p>必要な措置を命ずること。</p> <p>19 法第163条の58第2項及び第3項の規定に基づく要除却等認定マンションの除却等に係る指示又は公表をすること。</p> <p>20 法第170条第3項（法第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見書の処理及び法第170条第5項（法第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく事業計画の修正に係る申告の受理をすること。</p> <p>21 法第183条第1項の規定に基づく組合の定款又は事業計画の変更の認可並びに同条第2項において準用する法第173条第1項の規定に基づく当該認可に係る公告及び図書の送付をすること。</p> <p>22 法第197条において準用する法第190条第1項の規定に基づく敷地権利変換計画の変更の認可をすること。</p> <p>23 法第213条第2項の規定に基づくマンション敷地分割事業の促進を図るために必要な措置を命ずること。</p> | <p>1 条例第18条第2項及び第3項の規定に基づく勧告をすること。</p> | <p>1 条例第15条第1項及び第3項から第5項まで並びに第16条第1項及び第2項の規定に基づく届出を受理すること。</p> <p>2 条例第15条第2項の規定に基づく届出を求めること。</p> <p>3 条例第15条第6項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条第4項の規定に基づく区分所有者等の認定をすること。</p> <p>4 条例第17条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴取又は調査をすること。</p> <p>5 条例第17条第1項及び第2項の規定に基づき同条第3項に規定する身分を示す証明書を</p> |
|--|---|--|--|--|--|

|  |   |   |  |  |  |
|--|---|---|--|--|--|
|  | <p>6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)に関すること。</p> | <p>1 法第5条の2の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づく命令の請求をすること。</p> |  | <p>1 法第5条の2第2項の規定に基づく勧告をすること。<br/>                 2 法第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人(以下この項において「支援法人」という。)の登録をすること。<br/>                 3 法第5条の8第2項の規定に基づく支援法人の業務の運営の改善に必要な命令をすること。<br/>                 4 法第5条の8第3項の規定に基づく支援法人の登録の取消しをすること。<br/>                 5 法第5条の14の規定に基づきマンションの管理に関する計画(以下この項において「計画」という。)の認定をすること。<br/>                 6 法第5条の16第2項の規定に基づき計画の認定の更新をすること。<br/>                 7 法第5条の17第2項の規定に基づき計画の変更の認定をすること。<br/>                 8 法第5条の19の規定に基づきマンションの管理状況の改善に必要な命令をすること。<br/>                 9 法第5条の20第1項の規定に基づき計画の認定の取消しをすること。<br/>                 10 法第5条の22第1項の規定に基づく事務の一部の委託並びに同条第4項に基づく公示をすること。</p> | <p>交付すること。<br/>                 6 条例第18条第1項の規定に基づく助言をすること。<br/>                 7 条例第18条第2項及び第3項の規定に基づく指導をすること。<br/>                 1 法第5条の2第1項の規定に基づく助言及び指導をすること。<br/>                 2 法第5条の8第1項の規定に基づく報告の徴収をすること。<br/>                 3 法第5条の9第1項の規定に基づく公表をすること。<br/>                 4 法第5条の11第1項の規定に基づく支援法人の業務の実施に関し必要な助言又は指導をすること。<br/>                 5 法第5条の18の規定に基づく報告の徴収をすること。</p> |
|--|---|---|--|--|--|

別表15の2の部市街地整備課の款5の項部長決定の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、同款に次のように加える。

|  |                        |   |  |   |   |
|--|------------------------|---|--|---|---|
|  | <p>6 特定開発行為に関すること。</p> | <p>1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)法第21条第2項の規定に基づく措置の執行及び公告をすること。</p> |  | <p>1 法第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可、法第15条の規定に基づく特定開発行為に係る協議及び法第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更許可に関すること。<br/>                 2 法第18条第1項の</p> | <p>1 法第17条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理及び法第20条の規定に基づく開発行為の廃止届の受理に関すること。</p> |
|--|------------------------|---|--|---|---|

|  |                      |   |  |  |   |
|--|----------------------|---|--|--|---|
|  |                      |   |  | <p>規定に基づく工事完了届の受理、同条第2項の規定に基づく検査及び検査済証の交付並びに同条第3項の規定に基づく工事完了の公告に関すること。</p> <p>3 法第21条第1項の規定に基づく必要な措置を命ずること。</p>  |   |
| <p>別表15の3の部みどり政策課の款に次のように加える。</p>  |                      |   |  |  |   |
|  | <p>5 公園計画に関すること。</p> | <p>1 公園計画を策定すること。</p> <p>2 都市計画法第59条第1項の規定に基づく公園に関する都市計画事業の認可を申請すること。</p> |  |  |   |
| <p>別表15の3の部公園整備活用推進課の款を削り、同表16の2の部交通安全自転車課の款7の項中「大規模店舗等」を「商業施設等」に、「第34条」を「第33条」に改める。</p>   |                      |   |  |  | <p>世田谷区長 保坂展人<br/>第3条(見出しを含む。)中「職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則」を「職員の旅費に関する規則」に改める。</p> <p>附則<br/>この訓令による改正後の第3条の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。</p>  |
| <p>◎世田谷区訓令甲第8号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>児 童 相 談 所<br/>保 健 所<br/>出 張 所<br/>事 業 所</p>  |                      |   |  |  | <p>◎世田谷区訓令甲第12号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>事 業 所</p>  |
| <p>世田谷区公報発行規程(昭和25年12月世田谷区訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>第4条中「出張所(まちづくりセンターを含む。)」を「図書館」に改める。</p>  |                      |   |  | <p>第6条中「直ちに人事評価票を」を「評価結果(人事評価票又はシステムに記録した内容をいう。以下同じ。)を直ちに人事評価票又はシステムにより」に改め、「(人事評価票に記録した内容をいう。以下同じ。)」を削る。</p> <p>第7条第1項中「直ちに人事評価票を」を「評価結果を直ちに人事評価票又はシステムにより」に改める。</p> <p>第8条第2項中「人事評価票に」を「人事評価票又はシステムに」に、「人事評価票を」を「人事評価票又はシステムにより」に改める。</p> <p>第13条の見出し中「人事評価票」を「人事評価票等」に改め、同条第1項中「人事評価票」を「人事評価票及びシステムにより提出された評価結果」に改める。</p> | <p>宿日直手当支給規程(昭和43年4月世田谷区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>第2条の表中「6,100円」を「6,300円」に、「8,200円」を「8,500円」に、「3,050円」を「3,150円」に、「4,100円」を「4,250円」に改める。</p> <p>附則<br/>この訓令による改正後の第2条の表の規定は、令和8年4月1日から始まる宿日直勤務から適用する。</p> |
| <p>◎世田谷区訓令甲第9号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>児 童 相 談 所<br/>保 健 所<br/>出 張 所<br/>事 業 所</p>  |                      |   |  | <p>◎世田谷区訓令甲第10号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>児 童 相 談 所<br/>保 健 所<br/>事 業 所</p>   | <p>◎世田谷区訓令甲第13号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>児 童 相 談 所<br/>保 健 所<br/>出 張 所<br/>事 業 所</p>  |
| <p>世田谷区人事評価規程(平成10年1月世田谷区訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>第2条第1号中「様式の(1)(2)(3)(4)」の次に「又はタレントマネジメントシステム(電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して職員データ等を管理するシステムをいう。以下「システム」という。)」を加える。</p> <p>第5条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条中「人事評価票」を「人事評価票又はシステム」に改める。</p> |                      |   |  | <p>世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別表区政専門員の項中「259,400円から314,400円までの額において、区長が定める額」を「403,900円」に改める。</p>  | <p>世田谷区被服貸与規程(昭和55年4月世田谷区訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別表C型(現場型)の部2の款1の項を次のように改める。</p>  |
| <p>◎世田谷区訓令甲第11号</p> <p>庁 中 一 般<br/>総 合 支 所<br/>児 童 相 談 所<br/>保 健 所<br/>出 張 所<br/>事 業 所</p>   |                      |   |  |  |   |
| <p>職員の旅費支給規程(昭和48年7月世田谷区訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日</p>  |                      |   |  |  |   |

|   |                             |             |          |  |
|---|-----------------------------|-------------|----------|--|
| 1 | 保育園において保育士又は看護師としての業務に従事する者 | 運動靴<br>保育士靴 | 1年<br>1年 |  |
|---|-----------------------------|-------------|----------|--|

別表C型(現場型)の部3の款2の項を次のように改める。

|   |                        |                                    |                              |  |
|---|------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|
| 2 | 保育園において栄養士としての業務に従事する者 | 白衣<br>ゴム前掛け<br>給食帽<br>ゴム長靴<br>保育士靴 | 2着1年<br>4年<br>1年<br>1年<br>2年 |  |
|---|------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|

別表D型(作業型)の部2の款1の項を次のように改める。

|   |                      |                                    |                                |  |
|---|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|--|
| 1 | 保育園において給食調理の業務に従事する者 | 白衣<br>ゴム前掛け<br>給食帽<br>ゴム長靴<br>保育士靴 | 2着1年<br>4年<br>2枚1年<br>1年<br>3年 |  |
|---|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|--|

別表D型(作業型)の部5の款4の項を次のように改める。

|   |                      |  |                              |  |
|---|----------------------|--|------------------------------|--|
| 4 | 保育園において一般用務の業務に従事する者 | 作業服上下<br>防寒着上(防寒上衣)<br>雨衣<br>運動靴<br>保育士靴 | 2着3年<br>5年<br>5年<br>2年<br>1年 |  |
|---|----------------------|--|------------------------------|--|

◎世田谷区訓令甲第14号

庁 中 一 般  
児 童 相 談 所  
世田谷区児童相談所処務規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第35号)の一部を次のように改正する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第6条に次の1項を加える。  
9 職員は、次条に定める分掌事務及び担任事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。

◎世田谷区訓令甲第15号

庁 中 一 般  
世田谷区における建築主事等の確認等に関する事務の執行順位に関する規程(昭和45年7月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第1条の表第3順位の項中「施設営繕担当部長」を「都市整備政策部長」に改める。

◎世田谷区訓令甲第16号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所  
世田谷区会計室事案決定手続規程(平成19年3月世田谷区訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第2条第2号を削り、同条第3号中「第6条第2項」を「第6条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。  
第3条ただし書中「係長又は」を削る。  
第6条第1項中「係長若しくは」を削り、同項の表会計課長の項中「主管又は担当に

係る係長又は」を「担当の」に改め、「(以下「主管係長又は担当の担当係長」という。)」を削る。  
第6条第2項の表係長又は担当係長の項及び第7条の表係長又は担当係長の項中「係長又は」を削る。  
第8条の表会計管理者が決定する事案の項及び会計課長が決定する事案の項中「主管係長又は」を削る。  
別表金銭会計の部9の項会計課長決定の欄第4号中「並びに小切手の振出」を削り、同欄第5号を削り、同欄中第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

告 示

◎世田谷区告示第220号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第221号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第222号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり

告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第223号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第224号

世田谷区環境美化等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第42号)第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。  
令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人  
1 雑草の除去に係る委託料の額  
(1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合  
草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり480円(消費税相当額を除く。)  
(2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合  
草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり380円(消費税相当額を除く。)  
2 適用期間  
令和8年4月1日から令和9年3

世田谷区公報

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>月31日まで</p> <p><b>◎世田谷区告示第225号</b><br/>世田谷区情報公開条例に基づく区が出資その他財政支出等を行う法人等の告示（平成13年10月1日世田谷区告示第513号）の一部を次のように改正する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>本則中第5項を次のように改める。<br/>5 公益財団法人世田谷トラストまちづくり</p>  | <p>特定教育・保育施設の確認の辞退について、同法第41条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>   | <p>示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号<br/>2 委託した歳入等<br/>使用料<br/>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日<br/>4 委託施設<br/>世田谷区立玉川総合支所駐車場<br/>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  |
| <p><b>◎世田谷区告示第226号</b><br/>世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第25条の規定に基づき、令和8年度的一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第230号</b><br/>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 指定納付受託者の名称及び所在地<br/>(1) 名称 イオンフィナンシャルサービス株式会社<br/>(2) 所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地<br/>2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等<br/>国民健康保険料<br/>3 指定納付受託者の指定をした日<br/>令和8年4月1日</p>  | <p><b>◎世田谷区告示第234号</b><br/>玉川総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階<br/>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金<br/>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日<br/>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>    |
| <p><b>◎世田谷区告示第227号</b><br/>令和8年3月2日になされた住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入届は、錯誤の申出であったことが判明したため、この申出による住民票の記載を取り消す。<br/>なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>以下省略</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第231号</b><br/>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認をしたので、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第235号</b><br/>世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号<br/>2 委託した歳入等<br/>使用料<br/>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日<br/>4 委託施設<br/>世田谷区立砧総合支所駐車場<br/>5 委託期間</p> |
| <p><b>◎世田谷区告示第228号</b><br/>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 事業所の名称 放課後等デイサービス ウィズ・ユア桜新町<br/>2 事業所の所在地 東京都世田谷区弦巻四丁目2番3号塚本ルミネビル2階-B<br/>3 申請者の名称 株式会社 Z h e t s u<br/>4 指定年月日 令和8年4月1日<br/>5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス</p> | <p><b>◎世田谷区告示第232号</b><br/>北沢総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 世田谷リサイクル協同組合<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階<br/>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金<br/>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日<br/>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p><b>◎世田谷区告示第233号</b><br/>世田谷区立駐車場条例（平成15年3月世田谷区条例第6号）第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p>  |
| <p><b>◎世田谷区告示第229号</b><br/>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による教育・保育施設の確認及び同法第36条の規定による</p>  | <p>示する。</p>   | <p>示する。</p>  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p><b>◎世田谷区告示第236号</b><br/>                 砧総合支所管内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合<br/>                 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>   | <p>合</p> <p>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目2番15号小見山ビル2階</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>   | <p>所区政情報コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>                 (2) 所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 刊行物等の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  |
| <p><b>◎世田谷区告示第237号</b><br/>                 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料のうち自転車等駐車場の使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>                 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>                 世田谷区立喜多見東地区会館自転車等駐車場</p> <p>5 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p><b>◎世田谷区告示第239号</b><br/>                 世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>                 (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>                 世田谷区立烏山区民会館</p> <p>5 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p><b>◎世田谷区告示第242号</b><br/>                 特別区自治情報・交流センターにおける刊行物等の売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 公益財団法人特別区協議会<br/>                 (2) 所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 刊行物等の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> |
| <p><b>◎世田谷区告示第238号</b><br/>                 烏山総合支所庁内におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 世田谷リサイクル協同組合</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第240号</b><br/>                 世田谷区立地区会館条例(昭和54年9月世田谷区条例第47号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 株式会社ペイメントフォア<br/>                 (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p><b>◎世田谷区告示第243号</b><br/>                 庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>                 令和8年4月1日<br/>                 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>                 (1) 名称 株式会社江栄<br/>                 (2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>                 売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>                 令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>                 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>                          |
| <p><b>◎世田谷区告示第241号</b><br/>                 世田谷区政情報センター及び各総合支</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第241号</b><br/>                 世田谷区政情報センター及び各総合支</p>  |   |

◎世田谷区告示第244号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
  - (2) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
  - (3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
  - (4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
  - (5) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - (6) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 2 委託した歳入等  
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第245号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社NTTデータ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
  - (2) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- 2 委託した歳入等  
特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

月31日まで

◎世田谷区告示第246号

世田谷区立敬老会館条例(平成9年3月世田谷区条例第26号)第8条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社ペイメントフォース  
(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア
- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第247号

世田谷区立健康増進・交流施設条例(平成24年3月世田谷区条例第8号)第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 株式会社ペイメントフォース  
(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア
- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立健康増進・交流施設条例第3条に規定する世田谷区立健康増進・交流施設の施設(会議室に限る。)
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第248号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団  
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料、特別観覧料及び使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立世田谷美術館
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第249号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団  
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料及び特別観覧料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設
  - (1) 世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館
  - (2) 世田谷区立世田谷美術館分館宮本三郎記念美術館
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第250号

世田谷区立世田谷美術館条例(昭和60年11月世田谷区条例第40号)第3条に規定する観覧料、第4条に規定する特別観覧料及び第5条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
  - (1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団  
(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- 2 委託した歳入等  
観覧料、特別観覧料及び使用料

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p>条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社ペイメントフォ<br/>ー<br/>(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和8年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例第5条第1項に規定する手続に係る同項に規定する世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設(セミナールーム及びワークショップ室の施設使用料に限る。)</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p>規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方<br/>(1) 名称 株式会社ペイメントフォ<br/>ー<br/>(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>利用者登録料、利用者登録更新料及びキャンセル料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  |
| <p>◎世田谷区告示第251号<br/>世田谷区立世田谷文学館条例(平成6年9月世田谷区条例第32号)第3条に規定する観覧料及び第4条に規定する特別観覧料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>観覧料及び特別観覧料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立世田谷文学館</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>        | <p>◎世田谷区告示第254号<br/>世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和8年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立世田谷区民会館</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p>◎世田谷区告示第256号<br/>世田谷区立区民センター条例(昭和47年12月世田谷区条例第44号)第10条第1項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社ペイメントフォ<br/>ー<br/>(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> |
| <p>◎世田谷区告示第252号<br/>世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例(平成8年12月世田谷区条例第48号)第10条に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益財団法人せたがや文化財団<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料(附帯設備使用料に限る。)</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立世田谷文化生活情報センター</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p>◎世田谷区告示第255号<br/>世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第3条第3項に規定する利用者登録料、同条例第4条第4項に規定する利用者登録更新料及び同条例第11条第1項に規定するキャンセル料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の</p>  | <p>◎世田谷区告示第257号<br/>世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)第2条及び第3条第2項に規定する多機能端末機による証明書等の交付の手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 地方公共団体情報システム機構<br/>(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地</p> <p>2 委託した歳入等<br/>多機能端末機による証明書等の交付の手数料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p>                           |
| <p>◎世田谷区告示第253号<br/>世田谷区立世田谷文化生活情報センター</p>  |   |   |

# 世田谷区公報

| <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p>第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p>  | <table border="1"> <tr> <td>所</td> <td>師谷4丁目16番19号</td> </tr> <tr> <td>市川文一</td> <td>東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号</td> </tr> </table>  | 所      | 師谷4丁目16番19号        | 市川文一             | 東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号 |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
|--|---|--|--------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|--------------------|-----------|--|---------|--------------------|---------------|--------------------|-----------|----------------------|----------|--------------------|---------|-------------------|-----------|---------------------|----------|---------------------|------------|---------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|--------------------|-------------|--------------------|---------|--------------------|---------|--------------------|-----------|------------------|----------|--------------------|-----|-----------|
| 所  | 師谷4丁目16番19号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 市川文一   | 東京都世田谷区上野毛4丁目24番3号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| <p><b>◎世田谷区告示第258号</b><br/>世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号）第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立尾山台地域体育館</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社マイファーム<br/>(2) 所在地 東京都港区三田二丁目14番5号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立区民農園</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>   | <table border="1"> <tr> <td>高橋知之</td> <td>東京都世田谷区北烏山4丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>有限会社朝日屋並木商店</td> <td>東京都世田谷区北烏山6丁目6番3号</td> </tr> <tr> <td>合資会社澤田屋商店</td> <td>東京都世田谷区北沢2丁目19番17号</td> </tr> <tr> <td>しもきた商店街振興組合</td> <td>東京都世田谷区北沢2丁目24番6号北口共同ビル地下1階</td> </tr> <tr> <td>株式会社きくや</td> <td>東京都世田谷区北沢2丁目32番4号</td> </tr> <tr> <td>有限会社朝倉商店</td> <td>東京都世田谷区北沢2丁目40番17号</td> </tr> <tr> <td>株式会社亀屋</td> <td>東京都世田谷区北沢3丁目31番3号</td> </tr> <tr> <td>角田屋酒店成塚智</td> <td>東京都世田谷区北沢5丁目25番2号</td> </tr> <tr> <td>祖師谷南商店街振興組合</td> <td>東京都世田谷区砧6丁目37番5号</td> </tr> <tr> <td>株式会社中村屋酒販</td> <td>東京都世田谷区給田3丁目13番16号</td> </tr> <tr> <td>川村昌敏</td> <td>東京都世田谷区経堂1丁目6番8号</td> </tr> <tr> <td>有限会社遠州屋</td> <td>東京都世田谷区経堂1丁目19番12号</td> </tr> <tr> <td>経堂農大通り商店街振興組合</td> <td>東京都世田谷区経堂1丁目21番18号</td> </tr> <tr> <td>小田急商事株式会社</td> <td>神奈川県川崎市麻生区万福寺3丁目1番2号</td> </tr> <tr> <td>岡照子</td> <td>東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号</td> </tr> <tr> <td>有限会社長見世</td> <td>東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号</td> </tr> <tr> <td>タカダ電化株式会社</td> <td>東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号</td> </tr> <tr> <td>株式会社西沢商店</td> <td>東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号</td> </tr> <tr> <td>有限会社恵比寿屋酒店</td> <td>東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号</td> </tr> <tr> <td>株式会社木村屋酒店</td> <td>東京都世田谷区新町3丁目1番11号</td> </tr> <tr> <td>株式会社成城風月堂</td> <td>東京都世田谷区成城6丁目10番8号</td> </tr> <tr> <td>有限会社武蔵屋松本</td> <td>東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号</td> </tr> <tr> <td>有限会社三河屋竹内商店</td> <td>東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号</td> </tr> <tr> <td>有限会社アスク</td> <td>東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号</td> </tr> <tr> <td>有限会社銀次郎</td> <td>東京都世田谷区代沢2丁目36番20号</td> </tr> <tr> <td>有限会社林食料品店</td> <td>東京都世田谷区代沢4丁目7番4号</td> </tr> <tr> <td>伊勢屋酒店郡司孝</td> <td>東京都世田谷区代沢5丁目18番11号</td> </tr> <tr> <td>椋本実</td> <td>東京都世田谷区代田</td> </tr> </table> | 高橋知之   | 東京都世田谷区北烏山4丁目8番18号 | 有限会社朝日屋並木商店      | 東京都世田谷区北烏山6丁目6番3号  | 合資会社澤田屋商店          | 東京都世田谷区北沢2丁目19番17号 | しもきた商店街振興組合        | 東京都世田谷区北沢2丁目24番6号北口共同ビル地下1階 | 株式会社きくや           | 東京都世田谷区北沢2丁目32番4号 | 有限会社朝倉商店         | 東京都世田谷区北沢2丁目40番17号 | 株式会社亀屋             | 東京都世田谷区北沢3丁目31番3号 | 角田屋酒店成塚智           | 東京都世田谷区北沢5丁目25番2号 | 祖師谷南商店街振興組合       | 東京都世田谷区砧6丁目37番5号 | 株式会社中村屋酒販         | 東京都世田谷区給田3丁目13番16号 | 川村昌敏      | 東京都世田谷区経堂1丁目6番8号   | 有限会社遠州屋 | 東京都世田谷区経堂1丁目19番12号 | 経堂農大通り商店街振興組合 | 東京都世田谷区経堂1丁目21番18号 | 小田急商事株式会社 | 神奈川県川崎市麻生区万福寺3丁目1番2号 | 岡照子      | 東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号 | 有限会社長見世 | 東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号  | タカダ電化株式会社 | 東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号 | 株式会社西沢商店 | 東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号 | 有限会社恵比寿屋酒店 | 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号 | 株式会社木村屋酒店 | 東京都世田谷区新町3丁目1番11号 | 株式会社成城風月堂 | 東京都世田谷区成城6丁目10番8号 | 有限会社武蔵屋松本 | 東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号 | 有限会社三河屋竹内商店 | 東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号 | 有限会社アスク | 東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号 | 有限会社銀次郎 | 東京都世田谷区代沢2丁目36番20号 | 有限会社林食料品店 | 東京都世田谷区代沢4丁目7番4号 | 伊勢屋酒店郡司孝 | 東京都世田谷区代沢5丁目18番11号 | 椋本実 | 東京都世田谷区代田 |
| 高橋知之   | 東京都世田谷区北烏山4丁目8番18号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社朝日屋並木商店  | 東京都世田谷区北烏山6丁目6番3号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 合資会社澤田屋商店  | 東京都世田谷区北沢2丁目19番17号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| しもきた商店街振興組合  | 東京都世田谷区北沢2丁目24番6号北口共同ビル地下1階   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社きくや  | 東京都世田谷区北沢2丁目32番4号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社朝倉商店   | 東京都世田谷区北沢2丁目40番17号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社亀屋   | 東京都世田谷区北沢3丁目31番3号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 角田屋酒店成塚智   | 東京都世田谷区北沢5丁目25番2号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 祖師谷南商店街振興組合  | 東京都世田谷区砧6丁目37番5号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社中村屋酒販  | 東京都世田谷区給田3丁目13番16号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 川村昌敏   | 東京都世田谷区経堂1丁目6番8号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社遠州屋  | 東京都世田谷区経堂1丁目19番12号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 経堂農大通り商店街振興組合  | 東京都世田谷区経堂1丁目21番18号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 小田急商事株式会社  | 神奈川県川崎市麻生区万福寺3丁目1番2号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 岡照子  | 東京都世田谷区豪徳寺1丁目45番1号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社長見世  | 東京都世田谷区桜丘4丁目2番2号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| タカダ電化株式会社  | 東京都世田谷区三軒茶屋1丁目35番6号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社西沢商店   | 東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37番9号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社恵比寿屋酒店   | 東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39番9号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社木村屋酒店  | 東京都世田谷区新町3丁目1番11号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社成城風月堂  | 東京都世田谷区成城6丁目10番8号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社武蔵屋松本  | 東京都世田谷区世田谷1丁目47番7号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社三河屋竹内商店  | 東京都世田谷区祖師谷1丁目9番10号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社アスク  | 東京都世田谷区太子堂2丁目16番8号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社銀次郎  | 東京都世田谷区代沢2丁目36番20号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社林食料品店  | 東京都世田谷区代沢4丁目7番4号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 伊勢屋酒店郡司孝   | 東京都世田谷区代沢5丁目18番11号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 椋本実  | 東京都世田谷区代田   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| <p><b>◎世田谷区告示第259号</b><br/>世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号）第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社ペイメントフォー<br/>(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立地域体育館・地区体育室条例別表第2に規定する世田谷区立地域体育館の施設（体育館に限る。）及び世田谷区立地区体育室の施設（体育室・会議室に限る。）</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p><b>◎世田谷区告示第261号</b><br/>世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第54条に規定する廃棄物処理手数料のうち、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第46条第1項及び第47条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方<br/>別紙のとおり</p> <p>2 委託した歳入等<br/>廃棄物処理手数料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相手方名称</th> <th>相手方所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青木武雄</td> <td>東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号</td> </tr> <tr> <td>栗田収一郎</td> <td>東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号</td> </tr> <tr> <td>有限会社根岸商店</td> <td>東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号</td> </tr> <tr> <td>豊田康弘</td> <td>東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号</td> </tr> <tr> <td>樋口昌平</td> <td>東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>株式会社宗美堂</td> <td>東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号</td> </tr> <tr> <td>一杉正幸</td> <td>東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号</td> </tr> <tr> <td>難波功</td> <td>東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号</td> </tr> <tr> <td>松原静江</td> <td>東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>有限会社早川木工</td> <td>東京都世田谷区上祖</td> </tr> </tbody> </table> | 相手方名称  | 相手方所在地 | 青木武雄               | 東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号 | 栗田収一郎              | 東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号 | 有限会社根岸商店           | 東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号 | 豊田康弘                        | 東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号 | 樋口昌平              | 東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号 | 株式会社宗美堂            | 東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号 | 一杉正幸              | 東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号 | 難波功               | 東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号 | 松原静江             | 東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号 | 有限会社早川木工           | 東京都世田谷区上祖 | <table border="1"> <tr> <td>相手方名称</td> <td>相手方所在地</td> </tr> <tr> <td>青木武雄</td> <td>東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号</td> </tr> <tr> <td>栗田収一郎</td> <td>東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号</td> </tr> <tr> <td>有限会社根岸商店</td> <td>東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号</td> </tr> <tr> <td>豊田康弘</td> <td>東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号</td> </tr> <tr> <td>樋口昌平</td> <td>東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>株式会社宗美堂</td> <td>東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号</td> </tr> <tr> <td>一杉正幸</td> <td>東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号</td> </tr> <tr> <td>難波功</td> <td>東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号</td> </tr> <tr> <td>松原静江</td> <td>東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>有限会社早川木工</td> <td>東京都世田谷区上祖</td> </tr> </table> | 相手方名称   | 相手方所在地             | 青木武雄          | 東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号   | 栗田収一郎     | 東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号   | 有限会社根岸商店 | 東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号 | 豊田康弘    | 東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号 | 樋口昌平      | 東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号    | 株式会社宗美堂  | 東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号  | 一杉正幸       | 東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号  | 難波功       | 東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号 | 松原静江      | 東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号 | 有限会社早川木工  | 東京都世田谷区上祖          |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 相手方名称  | 相手方所在地  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 青木武雄   | 東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 栗田収一郎  | 東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社根岸商店   | 東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 豊田康弘   | 東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 樋口昌平   | 東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社宗美堂  | 東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 一杉正幸   | 東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 難波功  | 東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 松原静江   | 東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社早川木工   | 東京都世田谷区上祖   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 相手方名称  | 相手方所在地  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 青木武雄   | 東京都世田谷区赤堤3丁目3番7号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 栗田収一郎  | 東京都世田谷区奥沢1丁目15番11号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社根岸商店   | 東京都世田谷区奥沢4丁目24番14号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 豊田康弘   | 東京都世田谷区奥沢6丁目13番8号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 樋口昌平   | 東京都世田谷区奥沢8丁目9番1号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 株式会社宗美堂  | 東京都世田谷区奥沢8丁目32番12号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 一杉正幸   | 東京都世田谷区粕谷3丁目30番15号  |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 難波功  | 東京都世田谷区粕谷4丁目16番9号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 松原静江   | 東京都世田谷区上北沢4丁目9番1号   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| 有限会社早川木工   | 東京都世田谷区上祖   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |
| <p><b>◎世田谷区告示第260号</b><br/>世田谷区立区民農園条例（平成5年11月世田谷区条例第56号）第11条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</p>  |   |  |        |                    |                  |                    |                    |                    |                    |                             |                   |                   |                  |                    |                    |                   |                    |                   |                   |                  |                   |                    |           |  |         |                    |               |                    |           |                      |          |                    |         |                   |           |                     |          |                     |            |                     |           |                   |           |                   |           |                    |             |                    |         |                    |         |                    |           |                  |          |                    |     |           |

世田谷区公報

令和8年5月20日(第782号)

|                         |                           |  |                          |   |
|-------------------------|---------------------------|--|--------------------------|---|
|                         | 3丁目1番4号                   | ア  | 1丁目21番12号                | 定をした日<br>令和6年4月1日   |
| 有限会社榊本商店                | 東京都世田谷区代田4丁目5番11号         | 株式会社紀ノ國屋   | 東京都港区北青山3丁目11番7号         | 4 委託期間<br>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| 尾崎達男                    | 東京都世田谷区代田6丁目12番36号        | 株式会社大勝   | 東京都狛江市駒井町3丁目35番6号        | ◎世田谷区告示第264号<br>金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化処理委託事業における売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br>令和8年4月1日<br>世田谷区長 保坂展人                     |
| 有限会社丸和不動産               | 東京都世田谷区玉川2丁目26番1号         | 株式会社京王ストア  | 東京都多摩市関戸1丁目7番地4          | 1 委託を受けた者<br>(1) 名称 株式会社リーテム<br>(2) 所在地 東京都千代田区外神田三丁目6番10号  |
| 二子玉川商店街振興組合             | 東京都世田谷区玉川3丁目15番12号        | 株式会社サンドラッグ   | 東京都府中市若松町1丁目38番地1        | 2 委託した歳入等<br>売払代金   |
| 大平保彦                    | 東京都世田谷区等々力4丁目18番17号       | 富士ンティオ株式会社   | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        | 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br>令和6年4月1日   |
| 池田晃康                    | 東京都世田谷区野毛1丁目3番14号         | 株式会社ポプラ  | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 | 4 委託期間<br>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| 相手方名称                   | 相手方所在地                    | 株式会社クリエイトエス・ディー  | 神奈川県横浜市青葉区荏田西2丁目3番地2     | ◎世田谷区告示第262号<br>エコプラザ用賀におけるリユース品売払金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br>令和8年4月1日<br>世田谷区長 保坂展人                                |
| 有限会社マルカワ                | 東京都世田谷区野毛2丁目26番11号AMGビル1F | 株式会社ウェルパーク   | 東京都立川市栄町6丁目1番地の1         | 1 委託を受けた者<br>(1) 名称 株式会社ジモティー<br>(2) 所在地 東京都品川区西五反田一丁目2番10号   |
| 有限会社武蔵屋根岸商店             | 東京都世田谷区野沢4丁目18番8号         | 荻原 章   | 東京都世田谷区桜上水2丁目25番6号       | 2 委託した歳入等<br>リユース品売払金   |
| 有限会社実島商店                | 東京都世田谷区八幡山3丁目22番5号        | ◎世田谷区告示第263号<br>資源分別回収事業及び拠点回収事業における資源の再商品化事業者への引き渡しに伴う売払代金収納事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br>令和8年4月1日<br>世田谷区長 保坂展人 |                          | 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br>令和6年4月1日   |
| 合同会社中村利郎商店              | 東京都世田谷区深沢3丁目3番13号         |  |                          | 4 委託期間<br>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| 砧麵業組合                   | 東京都世田谷区船橋5丁目34番7号         |  |                          | ◎世田谷区告示第265号<br>世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第15条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br>令和8年4月1日<br>世田谷区長 保坂展人 |
| 遠藤武雄                    | 東京都世田谷区船橋2丁目18番8号         |  |                          | 1 委託を受けた者<br>(1) 名称 シグダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店<br>(2) 所在地 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエービル2階   |
| 株式会社オオゼキ                | 東京都世田谷区松原4丁目10番4号         |  |                          | 2 委託した歳入等<br>使用料  |
| 株式会社お酒のケイエスエス           | 東京都世田谷区松原5丁目26番1号         |  |                          | 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br>令和6年4月1日   |
| 株式会社アドバンスクリヤマ           | 東京都世田谷区南鳥山5丁目14番3号        |  |                          | 4 委託施設<br>世田谷区立保健医療福祉総合プラザの施設(区民活動支援会議室、研修室及び駐車場に限る。)   |
| 岩本直樹                    | 東京都世田谷区南鳥山6丁目8番7号         |  |                          | 5 委託期間<br>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |
| 経堂商店街振興組合               | 東京都世田谷区宮坂3丁目13番6号         |  |                          | ◎世田谷区告示第266号<br>世田谷区立保健センター条例(昭和51年12月世田谷区条例第56号)第4条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。                                 |
| 用賀商店街振興組合               | 東京都世田谷区用賀4丁目12番15号        |  |                          |   |
| 高村光                     | 東京都世田谷区若林3丁目17番8号         |  |                          |   |
| 株式会社ローソン                | 東京都品川区大崎1丁目11番2号          |  |                          |   |
| 株式会社イオンフードスタイル          | 東京都江東区東陽2丁目2番20号          |  |                          |   |
| 三恵商店本橋宏之                | 東京都杉並区久我山1丁目6番6号          |  |                          |   |
| 株式会社タジマヤ                | 東京都台東区根岸5丁目7番4号           |  |                          |   |
| 山崎製パン株式会社デイリーヤマザキ事業統括本部 | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号        |  |                          |   |
| ミニストップ株式会社              | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1        |  |                          |   |
| 株式会社セブーンイレブン・ジャパン       | 東京都千代田区二番町8番地8            |  |                          |   |
| 株式会社ファミリーマート            | 東京都港区芝浦3丁目1番21号           |  |                          |   |
| 株式会社東急スト                | 東京都目黒区上目黒                 |  |                          |   |

世田谷区公報

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 公益財団法人世田谷区保健センター  
(2) 所在地 東京都世田谷区松原六丁目37番10号

2 委託した歳入等  
使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託施設  
世田谷区立保健センター

5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第267号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の徴収事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (2) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (5) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (6) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 2 委託した歳入等  
保険料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第268号

世田谷区後期高齢者医療に関する条例(平成20年3月世田谷区条例第19号)第2条に規定する保険料の徴収事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の

規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社NTTデータ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- 2 委託した歳入等  
保険料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第269号

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (2) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (5) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (6) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 2 委託した歳入等  
国民健康保険料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第270号

介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規

定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
所在地 東京都千代田区二番町8番地8
- (2) 名称 株式会社ローソン  
所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- (3) 名称 株式会社ファミリーマート  
所在地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- (4) 名称 山崎製パン株式会社  
所在地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (5) 名称 ミニストップ株式会社  
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (6) 名称 株式会社ポプラ  
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 2 委託した歳入等  
介護保険料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第271号

介護保険法(平成9年法律第123号)第131条に規定する保険料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
- (1) 名称 株式会社NTTデータ  
所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- (2) 名称 株式会社しんきん情報サービス  
所在地 東京都港区港南一丁目8番27号
- (3) 名称 ビリングシステム株式会社  
所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
- (4) 名称 PayPay株式会社  
所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- (5) 名称 KDDI株式会社  
所在地 東京都港区高輪二丁目21番1号
- (6) 名称 株式会社NTTドコモ  
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
- (7) 名称 楽天ペイメント株式会社

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>所在地 東京都港区港南二丁目16番5号</p> <p>(8) 名称 イオンフィナンシャルサービス株式会社</p> <p>所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地</p> <p>2 委託した歳入等<br/>介護保険料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和8年4月1日</p> <p>2 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第272号</b><br/>世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)第11条に規定する使用料の徴収事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社<br/>(2) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第273号</b><br/>世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)第10条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 社会福祉法人トボスの会<br/>(2) 所在地 東京都足立区興野二丁目18番12号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第274号</b><br/>世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)第13条に規定する利用料の収納の事務については、地</p> | <p>方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益社団法人日本助産師会<br/>(2) 所在地 東京都台東区鳥越二丁目12番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>利用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第275号</b><br/>世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第13条第3項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益財団法人児童育成協会<br/>(2) 所在地 東京都千代田区四番町2番地12四番町THビル6階</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立野毛青少年交流センター</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第276号</b><br/>世田谷区立野毛青少年交流センターにおけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 有限会社松本商店<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> | <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第277号</b><br/>希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 有限会社松本商店<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第278号</b><br/>狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項に規定する注射済票の交付に係る手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 公益社団法人東京都獣医師会世田谷支部<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区尾山台三丁目21番4号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から同年7月25日まで</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第279号</b><br/>世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第3条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 多摩川緑地広場管理公社<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> |
|---|--|---|

世田谷区公報

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

4 委託施設  
世田谷区立多摩川玉堤広場

5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第280号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社ペイメントフォー
- (2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア

- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第281号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

- 2 委託した歳入等  
占用料及び使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立世田谷公園、世田谷区立こどものひろば公園及び世田谷区立世田谷公園洋弓場
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第282号

世田谷区立ミニSL条例(昭和57年3月世田谷区条例第27号)第2条に規定する使

用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立ミニSL
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第283号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第10条に規定する占用料及び同条例第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

- 2 委託した歳入等  
占用料及び使用料
- 3 第243条の2第1項の規定による指定した日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立玉川野毛町公園
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

◎世田谷区告示第284号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 株式会社世田谷サービス公社
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号

- 2 委託した歳入等

使用料

- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託施設  
世田谷区立次大夫堀公園駐車場
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第285号

世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第42条第1項に規定する費用、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第17条の7第1項に規定する手数料及び世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第19条第1項に規定する手数料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 シンテイ警備株式会社
- (2) 所在地 東京都中央区新富一丁目8番8号

- 2 委託した歳入等  
手数料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎世田谷区告示第286号

世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託を受けた者
- (1) 名称 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- (2) 所在地 東京都世田谷区大蔵四丁目6番1号

- 2 委託した歳入等  
使用料
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日

- 4 委託施設  
世田谷区立学校施設使用条例第2条第6号から第9号までに規定する世田谷区立学校の施設及び世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号の規定により地域体育館として指定された体育館
- 5 委託期間

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p><b>◎世田谷区告示第287号</b><br/>世田谷区立学校施設使用条例(昭和52年4月世田谷区条例第16号)第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社ペイメントフォ<br/>ー<br/>(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア</p> <p>2 委託した歳入等<br/>使用料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立学校施設使用条例第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設(世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第5号に規定する地域体育館及び世田谷区教育委員会が別に定める使用手続によることが適当と認められた施設を除く。)</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p>源の売払代金の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託した相手方<br/>(1) 名称 株式会社井上<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二丁目11番6号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和7年5月21日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区教育会館</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>  | <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p><b>◎世田谷区告示第292号</b><br/>世田谷区副区長の担任事項に関する規程(令和4年6月世田谷区告示第477号)の一部を次のように改正する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>本則の表区長の職務代理順序が第2順位の副区長の項第1号中「、清掃・リサイクル部」を削る。</p> <p><b>◎世田谷区告示第293号</b><br/>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の2の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認をしたので、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p>  |
| <p><b>◎世田谷区告示第288号</b><br/>世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)第12条に規定するプラネタリウムの観覧料の収納の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社世田谷サービス公社<br/>(2) 所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>観覧料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和6年4月1日</p> <p>4 委託施設<br/>世田谷区立中央図書館</p> <p>5 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p>   | <p><b>◎世田谷区告示第290号</b><br/>政策研究・調査課統計調査担当事務室、世田谷地域青少年交流センター準備室及びキッズルームていんかおべる三茶におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社井上<br/>(2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二丁目11番6号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>リサイクル資源の売払代金</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和7年5月21日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> | <p><b>◎世田谷区告示第294号</b><br/>世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)第14条に規定する保険料の徴収の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社N T T データ<br/>所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号<br/>(2) 名称 株式会社しんきん情報サービス<br/>所在地 東京都港区港南一丁目8番27号<br/>(3) 名称 ビリングシステム株式会社<br/>所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号<br/>(4) 名称 K D D I 株式会社<br/>所在地 東京都港区高輪2丁目21番1号<br/>(5) 名称 株式会社N T T ドコモ<br/>所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号<br/>(6) 名称 株式会社みずほ銀行<br/>所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号<br/>(7) 名称 楽天ペイメント株式会社<br/>所在地 東京都港区港南二丁目16番5号</p> <p>2 委託した歳入等<br/>国民健康保険料</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和8年4月1日</p> <p>4 委託期間<br/>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(株式会社みずほ銀行に</p> |
| <p><b>◎世田谷区告示第289号</b><br/>世田谷区教育会館におけるリサイクル資</p>  | <p><b>◎世田谷区告示第291号</b><br/>生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する扶助その他これに類する扶助の支出の事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。<br/>令和8年4月1日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 委託を受けた者<br/>(1) 名称 株式会社セブン・ペイ<br/>メントサービス<br/>(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号</p> <p>2 委託した支出<br/>扶助費</p> <p>3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日<br/>令和7年8月25日</p>  |  |

# 世田谷区公報

あつては、令和8年4月1日から同年4月30日まで)

**◎世田谷区告示第295号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区域  
世田谷区北沢二丁目971番3の内
- 3 変更の区域  
延長 31.02メートル  
幅員 0.33メートルから  
0.34メートルまで  
面積 10.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月2日

**◎世田谷区告示第296号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
54-7
- 2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目260番15から260番16まで
- 3 変更の区域  
延長 6.34メートル  
幅員 0.93メートルから  
1.02メートルまで  
面積 6.31平方メートル

**◎世田谷区告示第297号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷四丁目50番6の内
- 3 変更の区域  
延長 2.88メートル  
幅員 0.57メートルから  
0.59メートルまで  
面積 1.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月2日

**◎世田谷区告示第298号**

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
22-D059-10
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤五丁目467番2の内
- 3 変更の区域  
延長 3.00メートル  
幅員 0.45メートルから  
0.48メートルまで  
面積 1.40平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月2日

**◎世田谷区告示第299号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目571番8の内
- 3 変更の区域  
延長 20.23メートル  
幅員 0.97メートルから  
1.33メートルまで  
面積 23.38平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月2日

**◎世田谷区告示第300号**

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
32-G079
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区新町一丁目68番1地先無番から68番3地先無番まで  
(新)世田谷区新町一丁目68番1地先無番
- 3 廃止の期日  
令和8年4月3日

**◎世田谷区告示第301号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見九丁目1580番4の内
- 3 変更の区域  
延長 2.99メートル  
幅員 0.99メートルから  
1.00メートルまで  
面積 3.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月3日

**◎世田谷区告示第302号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区梅丘二丁目1310番3の内から1310番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 14.70メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 9.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月3日

**◎世田谷区告示第303号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜新町一丁目24番12の内
- 3 変更の区域  
延長 9.53メートル  
幅員 0.32メートルから  
0.37メートルまで  
面積 3.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月3日

**◎世田谷区告示第304号**

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年4月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年4月6日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号<br/>43-D445-09</p> <p>2 変更の区間<br/>世田谷区砧三丁目189番19の内</p> <p>3 変更の区域<br/>延長 3.57メートル<br/>幅員 0.07メートル<br/>面積 0.26平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和8年4月6日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第305号</p> <p>世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。</p> <p>この関係図面は、令和8年4月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年4月7日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号<br/>21-G160</p> <p>2 一部を廃止する起終点<br/>(旧)世田谷区松原二丁目718番2地先無番から718番2地先無番まで<br/>(新)世田谷区松原二丁目718番2地先無番から718番2地先無番まで</p> <p>3 廃止の期日</p> | <p>令和8年4月7日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第306号</p> <p>道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和8年4月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和8年4月7日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号<br/>28-1</p> <p>2 変更の区間<br/>世田谷区砧六丁目113番3の内</p> <p>3 変更の区域<br/>延長 15.68メートル<br/>幅員 0.61メートルから0.63メートルまで<br/>面積 10.04平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日<br/>令和8年4月7日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第307号</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。</p> <p>令和8年4月9日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第308号</p> <p>令和7年11月4日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、錯誤の申出であったことが判明したため、住民票の記載を取り消</p> | <p>す。</p> <p>なお、これに基づく次の住民票の写し及び住民票の除票の写しは、これを無効とする。</p> <p>令和8年4月13日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>以下省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第309号</p> <p>世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。</p> <p>令和8年4月14日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第310号</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の公表について</p> <p>東京都知事に対し、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、令和8年3月31日付で届出をし、受理されたので、当該東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり公表する。</p> <p>令和8年4月14日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第311号</p> <p>会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月14日<br/>世田谷区長 保坂展人<br/>本則の表を次のように改める。</p> |
|---|---|---|

| 職名                          | 額の種別 | (1) 報酬の額               | (2) 地域手当に相当する報酬      | (1)及び(2)の合計額           |
|-----------------------------|------|------------------------|----------------------|------------------------|
| 外国人相談嘱託員                    | 月額   | 154,328円から189,942円までの額 | 30,865円から37,988円までの額 | 185,193円から227,930円までの額 |
| 交通事故相談嘱託員                   | 月額   | 106,842円               | 21,368円              | 128,210円               |
| 世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員       | 月額   | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助    | 月額   | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助   | 月額   | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 家庭相談員                       | 月額   | 127,348円               | 25,469円              | 152,817円               |
| 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助 | 月額   | 111,244円               | 22,248円              | 133,492円               |
| 北沢保健福祉センター生活支援課事務補助         | 月額   | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助     | 月額   | 52,350円から78,525円までの額   | 10,470円から15,705円までの額 | 62,820円から94,230円までの額   |
| 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助    | 月額   | 54,967円                | 10,993円              | 65,960円                |
| 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助  | 月額   | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助     | 月額   | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |

世田谷区公報

|                            |    |                        |                      |                        |
|----------------------------|----|------------------------|----------------------|------------------------|
| 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助   | 月額 | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助 | 月額 | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助     | 月額 | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助    | 月額 | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助      | 月額 | 78,525円から104,700円までの額  | 15,705円から20,940円までの額 | 94,230円から125,640円までの額  |
| 烏山地域街づくり嘱託員                | 月額 | 221,591円               | 44,318円              | 265,909円               |
| 烏山保健福祉センター生活支援課事務補助        | 月額 | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助    | 月額 | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 介護保険認定事務支援員                | 月額 | 184,154円               | 36,830円              | 220,984円               |
| 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助   | 月額 | 62,820円                | 12,564円              | 75,384円                |
| 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助 | 月額 | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 不動産専門調査員                   | 月額 | 141,343円               | 28,268円              | 169,611円               |
| 区史編さん資料調査員                 | 月額 | 189,942円               | 37,988円              | 227,930円               |
| 経済センサス活動調査事務補助             | 月額 | 98,156円                | 19,631円              | 117,787円               |
| 国勢調査事務補助                   | 月額 | 78,525円から98,156円までの額   | 15,705円から19,631円までの額 | 94,230円から117,787円までの額  |
| 統計調査事務補助                   | 月額 | 98,156円                | 19,631円              | 117,787円               |
| 行政不服審査専門員                  | 月額 | 309,140円               | 61,828円              | 370,968円               |
| 事務嘱託員                      | 月額 | 159,655円               | 31,931円              | 191,586円               |
| 事務嘱託員（障害）                  | 月額 | 68,423円から159,655円までの額  | 13,684円から31,931円までの額 | 82,107円から191,586円までの額  |
| 保育業務員用務（障害）                | 月額 | 151,535円               | 30,307円              | 181,842円               |
| 児童館業務員用務（障害）               | 月額 | 64,943円                | 12,988円              | 77,931円                |
| 図書館業務員（障害）                 | 月額 | 117,788円から119,096円までの額 | 23,557円から23,819円までの額 | 141,345円から142,915円までの額 |
| 障害者活躍支援専門員                 | 月額 | 237,945円               | 47,589円              | 285,534円               |
| 障害者活躍支援員                   | 月額 | 172,387円               | 34,477円              | 206,864円               |
| 建築技術嘱託員                    | 月額 | 170,047円               | 34,009円              | 204,056円               |
| 土木技術嘱託員                    | 月額 | 170,047円               | 34,009円              | 204,056円               |
| 産業保健嘱託員                    | 月額 | 209,219円               | 41,843円              | 251,062円               |
| 危機管理専門員                    | 月額 | 134,220円               | 26,844円              | 161,064円               |
| 犯罪抑止専門員                    | 月額 | 194,752円               | 38,950円              | 233,702円               |
| 契約事務補助                     | 月額 | 98,156円                | 19,631円              | 117,787円               |
| 課税課事務補助                    | 月額 | 78,525円から147,889円までの額  | 15,705円から29,577円までの額 | 94,230円から177,466円までの額  |
| 納税課事務補助                    | 月額 | 151,815円から153,909円までの額 | 30,363円から30,781円までの額 | 182,178円から184,690円までの額 |
| 市民大学・生涯大学嘱託員               | 月額 | 179,657円               | 35,931円              | 215,588円               |
| DV等相談支援専門員                 | 月額 | 149,419円から199,225円までの額 | 29,883円から39,845円までの額 | 179,302円から239,070円までの額 |
| 犯罪被害者等支援相談嘱託員              | 月額 | 211,428円               | 42,285円              | 253,713円               |
| 平和資料館専門員                   | 月額 | 207,238円               | 41,447円              | 248,685円               |
| 女性相談支援員                    | 月額 | 213,942円から218,895円までの額 | 42,788円から43,779円までの額 | 256,730円から262,674円までの額 |
| 出張所嘱託員                     | 月額 | 79,827円から159,655円までの額  | 15,965円から31,931円までの額 | 95,792円から191,586円までの額  |
| 戸籍相談支援専門員                  | 月額 | 160,457円               | 32,091円              | 192,548円               |

# 世田谷区公報

令和8年5月20日（第782号）

|                    |     |                        |                      |                        |
|--------------------|-----|------------------------|----------------------|------------------------|
| 戸籍時間外受付嘱託員         | 時間額 | 1,425円                 | 285円                 | 1,710円                 |
| マイナンバー嘱託員          | 月額  | 159,655円               | 31,931円              | 191,586円               |
| 集中入力センター嘱託員        | 月額  | 68,423円                | 13,684円              | 82,107円                |
| 総合支所窓口案内嘱託員        | 月額  | 179,657円               | 35,931円              | 215,588円               |
| 環境技術嘱託員            | 月額  | 170,806円               | 34,161円              | 204,967円               |
| 世田谷清掃事務所業務員        | 月額  | 31,044円から165,571円までの額  | 6,208円から33,114円までの額  | 37,252円から198,685円までの額  |
| 玉川清掃事務所業務員         | 月額  | 31,044円から165,571円までの額  | 6,208円から33,114円までの額  | 37,252円から198,685円までの額  |
| 砧清掃事務所業務員          | 月額  | 31,044円から165,571円までの額  | 6,208円から33,114円までの額  | 37,252円から198,685円までの額  |
| 消費生活相談員            | 月額  | 184,227円               | 36,845円              | 221,072円               |
| 保健福祉サービス向上専門調査員    | 月額  | 206,400円               | 41,280円              | 247,680円               |
| 就労準備のための業務補助       | 月額  | 104,700円               | 20,940円              | 125,640円               |
| 就労支援専門員            | 月額  | 211,428円               | 42,285円              | 253,713円               |
| 生活支援専門員            | 月額  | 160,457円から213,942円までの額 | 32,091円から42,788円までの額 | 192,548円から256,730円までの額 |
| 生活保護査察指導員サポーター     | 月額  | 231,161円               | 46,232円              | 277,393円               |
| 年金・資産調査専門員         | 月額  | 158,571円から211,428円までの額 | 31,714円から42,285円までの額 | 190,285円から253,713円までの額 |
| 自立促進専門員            | 月額  | 213,942円               | 42,788円              | 256,730円               |
| 債権管理調査専門員          | 月額  | 188,266円               | 37,653円              | 225,919円               |
| 中国残留邦人等支援・相談員      | 月額  | 123,045円               | 24,609円              | 147,654円               |
| 国民健康保険給付事務嘱託員      | 月額  | 191,847円から195,352円までの額 | 38,369円から39,070円までの額 | 230,216円から234,422円までの額 |
| 国民健康保険嘱託保健師        | 月額  | 209,219円               | 41,843円              | 251,062円               |
| 国民健康保険事業事務補助       | 月額  | 78,525円                | 15,705円              | 94,230円                |
| 後期高齢者医療事務補助        | 月額  | 62,820円から111,244円までの額  | 12,564円から22,248円までの額 | 75,384円から133,492円までの額  |
| 国民健康保険料徴収支援専門員     | 月額  | 188,266円               | 37,653円              | 225,919円               |
| 介護保険認定調査員          | 月額  | 179,612円               | 35,922円              | 215,534円               |
| 介護保険認定審査専門員        | 月額  | 161,135円               | 32,227円              | 193,362円               |
| 介護保険課事務補助          | 月額  | 78,525円から149,198円までの額  | 15,705円から29,839円までの額 | 94,230円から179,037円までの額  |
| 介護保険事務嘱託員          | 月額  | 111,188円から159,655円までの額 | 22,237円から31,931円までの額 | 133,425円から191,586円までの額 |
| 介護予防専門栄養士          | 月額  | 190,552円               | 38,110円              | 228,662円               |
| 介護予防リハビリテーション専門員   | 月額  | 245,638円               | 49,127円              | 294,765円               |
| 介護予防ケアマネジメント事務補助   | 月額  | 149,198円               | 29,839円              | 179,037円               |
| 介護予防事務嘱託員          | 月額  | 68,423円                | 13,684円              | 82,107円                |
| 専門調査員（障害者差別解消支援担当） | 月額  | 96,541円から144,812円までの額  | 19,308円から28,962円までの額 | 115,849円から173,774円までの額 |
| 障害認定事務嘱託員          | 月額  | 159,655円               | 31,931円              | 191,586円               |
| 障害福祉（長期）事務補助       | 月額  | 43,625円                | 8,725円               | 52,350円                |
| 障害者心理支援専門員         | 月額  | 267,774円               | 53,554円              | 321,328円               |
| 障害者チャレンジ雇用事務補助員    | 月額  | 78,525円から104,700円までの額  | 15,705円から20,940円までの額 | 94,230円から125,640円までの額  |
| 障害者チャレンジ雇用業務補助員    | 月額  | 125,640円               | 25,128円              | 150,768円               |
| 障害者チャレンジ雇用嘱託員      | 月額  | 126,466円               | 25,293円              | 151,759円               |
| 発達支援コーディネーター       | 月額  | 178,766円から238,372円までの額 | 35,753円から47,674円までの額 | 214,519円から286,046円までの額 |
| 児童課事務補助            | 月額  | 104,700円               | 20,940円              | 125,640円               |
| 新BOP指導員            | 月額  | 46,874円から190,672円までの額  | 9,374円から38,134円までの額  | 56,248円から228,806円までの額  |

|                       |    |                        |                      |                        |
|-----------------------|----|------------------------|----------------------|------------------------|
| 新BOP看護師               | 月額 | 186,769円               | 37,353円              | 224,122円               |
| 子育て児童ひろば嘱託員(指導員)      | 月額 | 165,714円               | 33,142円              | 198,856円               |
| 北沢子どもの居場所支援事業嘱託員(指導員) | 月額 | 171,059円               | 34,211円              | 205,270円               |
| 学童クラブ巡回支援専門員          | 月額 | 246,287円               | 49,257円              | 295,544円               |
| 発達支援親子グループ事業専門支援員     | 月額 | 238,372円               | 47,674円              | 286,046円               |
| 発達支援親子グループ事業支援員       | 月額 | 159,655円               | 31,931円              | 191,586円               |
| 子どもの権利擁護機関相談・調査専門員    | 月額 | 224,442円               | 44,888円              | 269,330円               |
| 子ども家庭支援センター支援専門員      | 月額 | 208,914円               | 41,782円              | 250,696円               |
| 子ども家庭支援センター子育て応援相談員   | 月額 | 188,696円               | 37,739円              | 226,435円               |
| 子ども家庭支援専門調査員          | 月額 | 142,476円から284,953円までの額 | 28,495円から56,990円までの額 | 170,971円から341,943円までの額 |
| 要保護児童支援専門員            | 月額 | 260,252円               | 52,050円              | 312,302円               |
| 児童相談支援専門員(福祉)         | 月額 | 195,211円               | 39,042円              | 234,253円               |
| 児童相談支援専門員(心理)         | 月額 | 65,213円                | 13,042円              | 78,255円                |
| 青少年健全育成支援相談員          | 月額 | 207,238円               | 41,447円              | 248,685円               |
| 児童相談所虐待等対応強化専門員       | 月額 | 203,630円               | 40,726円              | 244,356円               |
| 児童相談所虐待等対応支援員         | 月額 | 181,883円               | 36,376円              | 218,259円               |
| 児童相談所児童心理司(代替)        | 月額 | 218,133円               | 43,626円              | 261,759円               |
| 児童相談所児童福祉司(代替)        | 月額 | 218,133円               | 43,626円              | 261,759円               |
| 児童相談所里親対応専門員          | 月額 | 188,696円               | 37,739円              | 226,435円               |
| 里親等委託推進専門員            | 月額 | 260,252円               | 52,050円              | 312,302円               |
| 児童相談所一時保護所栄養管理嘱託員     | 月額 | 175,621円               | 35,124円              | 210,745円               |
| 児童相談所一時保護所児童指導員       | 月額 | 171,561円               | 34,312円              | 205,873円               |
| 児童相談所一時保護所学習指導員       | 月額 | 187,180円               | 37,436円              | 224,616円               |
| 児童相談所一時保護所学習指導専門員     | 月額 | 277,028円               | 55,405円              | 332,433円               |
| 児童相談所一時保護所看護師         | 月額 | 186,769円               | 37,353円              | 224,122円               |
| 児童相談所一時保護所業務調理員       | 月額 | 129,887円               | 25,977円              | 155,864円               |
| 児童相談所一時保護所夜間児童指導員     | 月額 | 71,274円                | 14,254円              | 85,528円                |
| 保育員                   | 月額 | 69,308円から173,271円までの額  | 13,861円から34,654円までの額 | 83,169円から207,925円までの額  |
| 保育園看護師(代替)            | 月額 | 190,486円               | 38,097円              | 228,583円               |
| 保育園栄養管理嘱託員            | 月額 | 179,612円               | 35,922円              | 215,534円               |
| 保育業務員調理               | 月額 | 88,384円から182,400円までの額  | 17,676円から36,480円までの額 | 106,060円から218,880円までの額 |
| 保育業務員用務               | 月額 | 89,297円から151,535円までの額  | 17,859円から30,307円までの額 | 107,156円から181,842円までの額 |
| 保育補助員                 | 月額 | 11,551円から128,353円までの額  | 2,310円から25,670円までの額  | 13,861円から154,023円までの額  |
| 調理補助員                 | 月額 | 31,336円から73,118円までの額   | 6,267円から14,623円までの額  | 37,603円から87,741円までの額   |
| 用務補助員                 | 月額 | 31,336円から73,118円までの額   | 6,267円から14,623円までの額  | 37,603円から87,741円までの額   |
| 保育運営支援専門員             | 月額 | 61,572円から246,287円までの額  | 12,314円から49,257円までの額 | 73,886円から295,544円までの額  |
| 保育入園事務嘱託員             | 月額 | 119,741円から136,847円までの額 | 23,948円から27,369円までの額 | 143,689円から164,216円までの額 |
| 保育施設指導検査員             | 月額 | 184,715円から230,893円までの額 | 36,943円から46,178円までの額 | 221,658円から277,071円までの額 |
| 嘱託保健師                 | 月額 | 209,219円               | 41,843円              | 251,062円               |

|               |    |          |         |          |
|---------------|----|----------|---------|----------|
| 嘱託検査技師        | 月額 | 188,038円 | 37,607円 | 225,645円 |
| 保健師育成トレーナー    | 月額 | 185,075円 | 37,015円 | 222,090円 |
| 健康企画課事務補助     | 月額 | 78,525円  | 15,705円 | 94,230円  |
| 嘱託乳児期家庭訪問指導員  | 月額 | 209,219円 | 41,843円 | 251,062円 |
| 母子保健コーディネーター  | 月額 | 209,219円 | 41,843円 | 251,062円 |
| 精神保健相談員       | 月額 | 238,372円 | 47,674円 | 286,046円 |
| 嘱託栄養士         | 月額 | 190,552円 | 38,110円 | 228,662円 |
| 嘱託歯科衛生士(代替)   | 月額 | 187,276円 | 37,455円 | 224,731円 |
| 世田谷保健所嘱託歯科衛生士 | 月額 | 181,235円 | 36,247円 | 217,482円 |
| 乳児期家庭訪問事業事務補助 | 月額 | 78,525円  | 15,705円 | 94,230円  |
| 健康推進課事務補助     | 月額 | 78,525円  | 15,705円 | 94,230円  |
| 嘱託衛生監視        | 月額 | 187,276円 | 37,455円 | 224,731円 |
| 衛生統計調査事務補助員   | 月額 | 141,345円 | 28,269円 | 169,614円 |
| マンション調査専門員    | 月額 | 174,795円 | 34,959円 | 209,754円 |
| 区民交通傷害保険事務補助員 | 月額 | 111,244円 | 22,248円 | 133,492円 |

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和8年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

◎世田谷区告示第312号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和8年4月15日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 ケアプランちとせ
- 事業所の所在地 東京都世田谷区南島山四丁目9番14号第二ノモビル1階
- 事業者の名称 医療法人社団永研会
- 廃止届受理年月日 令和8年4月2日
- サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第313号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和8年4月17日

世田谷区長 保坂展人

- 名 称 世田谷区立兵庫島公園
- 位 置 東京都世田谷区玉川三丁目2番1号
- 区 域 別紙案内図のとおり
- 変更の期日 令和8年4月17日

別紙省略

◎世田谷区告示第314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の

規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区世田谷四丁目953番1の内
- 変更の区域  
延長 7.88メートル  
幅員 0.83メートルから0.89メートルまで  
面積 6.83平方メートル
- 供用開始の期日 令和8年4月21日

◎世田谷区告示第315号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和8年4月21日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第316号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和8年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 いちから居宅介護支援事業所 梅ヶ丘
- 事業所の所在地 東京都世田谷区梅丘一丁目24番14号 フリート梅丘301
- 事業者の名称 有限会社スズコンタクトレンズ

- 指定年月日 令和8年5月1日
- サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第317号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和8年4月22日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称 デイサービスマイル
- 事業所の所在地 東京都目黒区洗足二丁目7番19号アクセス洗足1階
- 事業者の名称 株式会社サンワード
- 廃止届受理年月日 令和8年3月30日
- サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区三軒茶屋一丁目323番1の内
- 変更の区域  
延長 5.83メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.10平方メートル
- 供用開始の期日 令和8年4月24日

世田谷区公報

◎世田谷区告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年4月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川三丁目150番17から150番16まで
- 3 変更の区域  
延長 3.95メートル  
幅員 1.19メートルから1.25メートルまで  
面積 4.85平方メートル

◎世田谷区告示第320号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第210号
- 2 指定年月日 令和8年4月21日
- 3 指定する道路の種別 特別区道
- 4 道路の区域 世田谷区千歳台二丁目845番45及び845番46
- 5 道路の幅員 0.46メートルから2.04メートルまで
- 6 道路の延長 29.79メートル

◎世田谷区告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和8年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 パワーリハビリデイサービス慈音
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区松原四丁目29番16号
- 3 事業者の名称 合同会社慈音
- 4 指定年月日 令和8年5月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢四丁目76番33の内
- 3 変更の区域  
延長 5.80メートル  
幅員 0.36メートル  
面積 2.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月28日

◎世田谷区告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区瀬田五丁目142番2
- 3 変更の区域  
延長 14.54メートル  
幅員 1.18メートル  
面積 17.27平方メートル

◎世田谷区告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川三丁目148番61地先無番から148番61まで
- 3 変更の区域  
延長 12.06メートル  
幅員 1.27メートル  
面積 15.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月28日

◎世田谷区告示第325号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z017
- 2 区間  
世田谷区玉川三丁目148番25地先無番から151番18地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年4月28日

◎世田谷区告示第326号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
45-Z329
- 2 区間  
世田谷区玉川三丁目148番25地先無番から151番18地先無番まで
- 3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目137番10
- 3 変更の区域  
面積 0.16平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月28日

◎世田谷区告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区成城四丁目519番1
- 3 変更の区域  
延長 20.40メートル  
幅員 0.49メートルから0.69メートルまで  
面積 12.48平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月30日

◎世田谷区告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
 令和8年4月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区給田五丁目15番9
- 3 変更の区域  
延長 7.05メートル  
幅員 1.14メートルから  
1.16メートルまで  
面積 8.15平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和8年4月30日

**◎世田谷区告示第330号**  
 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和8年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和8年4月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 番号  
(1) 11-Z005  
(2) 11-Z006
- 2 区間  
(1) 世田谷区北沢一丁目320番2地先無番から321番4地先無番まで  
(2) 世田谷区北沢一丁目321番5地先無番から326番1地先無番まで
- 3 廃止の期日  
(1) 令和8年4月30日  
(2) 令和8年4月30日

**◎世田谷区告示第331号**  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
 この関係図面は、令和8年4月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和8年4月30日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 11-G188  
(2) 11-G189
- 2 指定する起終点  
(1) 世田谷区北沢一丁目320番2地先無番から321番4地先無番まで  
(2) 世田谷区北沢一丁目321番5地先無番から326番1地先無番まで
- 3 用途  
(1) 区管理道路  
(2) 区管理道路

公 告

**◎世田谷区公告第26号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法

第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和8年4月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区公告第27号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和8年4月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業補助線街路第52号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区公告第28号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和8年4月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業幹線街路放射第23号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区公告第29号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 令和8年4月9日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第5・6・20号祖師谷公園
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

**◎世田谷区公告第30号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29

条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和8年4月13日  
 世田谷区長 保坂展人

|  |  |
|--|--|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 2 許可を受けた者の住所及び氏名                       |
| 東京都世田谷区喜多見四丁目4111番1<br>4111番2<br>4111番6<br>4111番7<br>4111番8<br>4111番9<br>4111番9先無番 | 東京都立川市錦町二丁目4番3号株式会社ライズウェル<br>代表取締役 渡邊裕 |

**◎世田谷区公告第31号**  
 開発行為に関する工事の完了公告  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 令和8年4月17日  
 世田谷区長 保坂展人

|  |   |
|--|---|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 2 許可を受けた者の住所及び氏名                            |
| 東京都世田谷区上祖師谷二丁目638番2の一部<br>638番4<br>638番27<br>639番1の一部<br>639番5<br>640番3の一部 | 東京都狛江市和泉本町三丁目11番9号株式会社あさひホーム<br>代表取締役 藤田利佐夫 |

**◎世田谷区公告第32号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。  
 令和8年4月20日  
 世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画公園事業第7・4・6号等々力溪谷公園
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 3 施行者の名称  
世田谷区
- 4 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業地の所在  
収用の部分  
世田谷区中町一丁目地内  
使用の部分  
なし

**◎世田谷区公告第33号**  
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第62

# 世田谷区公報

|   |   |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
|---|---|--|--|--|--|----------------------|--------------------|---|--|---|
| <p>条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。</p> <p>令和8年4月20日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称<br/>東京都計画公園事業第8・2・33号等々力農業公園</p> <p>2 縦覧場所<br/>世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <p>3 施行者の名称<br/>世田谷区</p> <p>4 事務所の所在地<br/>世田谷区世田谷四丁目21番27号</p> <p>5 事業地の所在<br/>収用の部分<br/>世田谷区等々力五丁目地内<br/>使用の部分<br/>なし</p>         | <table border="1"> <tr> <td>518番68の一部<br/>518番69の一部<br/>518番70の一部<br/>518番71の一部<br/>518番72<br/>518番73の一部<br/>518番74<br/>518番75の一部</td> <td>代表取締役 福岡良介</td> </tr> </table> | 518番68の一部<br>518番69の一部<br>518番70の一部<br>518番71の一部<br>518番72<br>518番73の一部<br>518番74<br>518番75の一部 | 代表取締役 福岡良介   | <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区玉堤二丁目2286番1</td> <td>東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br/>株式会社リヴ<br/>代表取締役 福元恒徳</td> </tr> </table> | 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 2 許可を受けた者の住所及び氏名     | 東京都世田谷区玉堤二丁目2286番1 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br>株式会社リヴ<br>代表取締役 福元恒徳   |  |   |
| 518番68の一部<br>518番69の一部<br>518番70の一部<br>518番71の一部<br>518番72<br>518番73の一部<br>518番74<br>518番75の一部  | 代表取締役 福岡良介  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 2 許可を受けた者の住所及び氏名  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| 東京都世田谷区玉堤二丁目2286番1  | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br>株式会社リヴ<br>代表取締役 福元恒徳   |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| <p>◎世田谷区公告第34号<br/>開発行為に関する工事の完了公告<br/>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和8年4月23日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区千歳台五丁目518番6<br/>518番65<br/>518番66の一部<br/>518番67の一部</td> <td>東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br/>株式会社オープンハウス・ディベロップメント</td> </tr> </table> | 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 2 許可を受けた者の住所及び氏名   | 東京都世田谷区千歳台五丁目518番6<br>518番65<br>518番66の一部<br>518番67の一部   | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br>株式会社オープンハウス・ディベロップメント   | <p>◎世田谷区公告第35号<br/>開発行為に関する工事の完了公告<br/>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和8年4月23日<br/>世田谷区長 保坂展人</p> <table border="1"> <tr> <td>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td>東京都世田谷区桜上水二丁目231番4<br/>231番5<br/>231番6<br/>233番3<br/>233番6<br/>233番7<br/>233番8<br/>234番24<br/>234番31<br/>231番4先無番の一部</td> <td>東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br/>新宿住友ビル31階<br/>アグレ都市デザイン株式会社<br/>代表取締役 大林竜一</td> </tr> </table> | 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 2 許可を受けた者の住所及び氏名   | 東京都世田谷区桜上水二丁目231番4<br>231番5<br>231番6<br>233番3<br>233番6<br>233番7<br>233番8<br>234番24<br>234番31<br>231番4先無番の一部 | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br>新宿住友ビル31階<br>アグレ都市デザイン株式会社<br>代表取締役 大林竜一 | <p style="text-align: center;">訓令甲(教)</p> <p>◎世田谷区教育委員会訓令甲第3号<br/>教育委員会事務局<br/>教育機関<br/>世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区教育委員会</p> <p>第1条中「事業推進担当課長」を「教育DX推進担当課長及び事業推進担当課長」に改める。</p> <p>第4条第1項の表課長の項中「事業推進担当課」を「教育DX推進担当課及び事業推進担当課」に改める。</p> <p>別表1の部21の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同表2の部教育総務課の款11の項教育長決定の欄第3号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同項教育政策・生涯学習部長決定の欄中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同項課長決定の欄中「500,000円」を「2,000,000円」に改め、同部学校健康推進課の款3の項課長決定の欄に次の1号を加える。</p> <p>3 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。</p> |
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 2 許可を受けた者の住所及び氏名  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| 東京都世田谷区千歳台五丁目518番6<br>518番65<br>518番66の一部<br>518番67の一部  | 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号<br>株式会社オープンハウス・ディベロップメント  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 2 許可を受けた者の住所及び氏名  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| 東京都世田谷区桜上水二丁目231番4<br>231番5<br>231番6<br>233番3<br>233番6<br>233番7<br>233番8<br>234番24<br>234番31<br>231番4先無番の一部   | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br>新宿住友ビル31階<br>アグレ都市デザイン株式会社<br>代表取締役 大林竜一  |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| <p>別表2の部学校健康推進課の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、同部教育環境課の款を次のように改める。</p>  |   |  |  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| <p>施設計画課</p> <p>1 区立学校の適正配置等に関すること。</p> <p>2 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。</p> <p>3 学校教育施設の計画及び整備方針に関すること。</p>  | <p>1 区立学校の配置等の計画を策定すること。</p>  |  | <p>1 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。</p> <p>1 学校教育施設の計画及び整備方針策定を行うこと。</p>  |  |  |                      |                    |   |  |   |
| <p>施設整備課</p> <p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。</p> <p>2 学校教育施設の整備に関すること。</p> <p>3 学校教育施設の建設に関すること。</p>   |   |  | <p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。</p> <p>2 施設台帳を作成すること。</p> <p>1 学校教育施設の改修及び維持管理等を行うこと。</p> <p>1 学校教育施設の建設計画に基づく基本</p> |  |  |                      |                    |   |  |   |

|  |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|
| <p>別表3の部学校職員課の款中3の項を削り、4の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>4 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関すること。</p>   | <p>1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する計画及び特に重要な事項を決定すること。</p>  | <p>1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する重要な事項を決定すること。</p>  | <p>1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的で重要な事項を決定すること。<br/>2 教育事務センターに係る重要な事項を決定すること。</p> | <p>1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的な事項を決定すること。<br/>2 教育事務センターに係る定例的な事項を決定すること。</p> |
| <p>別表3の部教育指導課の款6の項中「教職員(幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。)」を「教職員(学校栄養職員及び事務職員を除く。)」に改め、同項委員会決定の欄に次の2号を加える。</p> <p>2 園長及び副園長を任免すること。<br/>3 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。</p> <p>別表3の部教育指導課の款6の項教育長決定の欄中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。</p> <p>2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。<br/>3 園長及び副園長の配置を決定すること。<br/>4 園長及び副園長の服務を報告すること。</p> <p>別表3の部教育指導課の款6の項学校教育部長決定の欄第6号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第5号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第4号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第3号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第7号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> | <p>る。</p> <p>6 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p> <p>別表3の部教育指導課の款6の項学校教育部長決定の欄中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。</p> <p>2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の配置を決定すること。<br/>3 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。<br/>4 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の服務を報告すること。</p> <p>別表3の部教育指導課の款6の項課長決定の欄第2号中「校長」の次に「園長」を加え、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>2 幼稚園教職員(園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。</p> <p>◎世田谷区教育委員会訓令第4号<br/>世田谷区立幼稚園<br/>世田谷区立小学校<br/>世田谷区立中学校</p> | <p>世田谷区立学校給食調理場<br/>学校職員出勤等の記録の整理規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区教育委員会<br/>別表12の項中「(都費会計年度任用職員を除く。)」を削り、同表18の項中「都費負担教職員に限る」を「幼稚園教育職員を除く」に改め、同表24の項中「生理休暇」の次に「(幼稚園教育職員に限る。)」を加え、同表55の項を削り、同表中54の項を55の項とし、44の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、同表43の項中「配偶者同行休業」の次に「(都費会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項を同表44の項とし、同表42の項を同表43の項とし、同表41の項中「高齢者部分休業」の次に「(幼稚園教育職員に限る。)」を加え、同項を同表42の項とし、同表中40の項を41の項とし、27の項から39の項までを1項ずつ繰り下げ、同表26の項中「(都費会計年度任用職員を除く。)」を削り、同項を同表27の項とし、同表25の項を同表26の項とし、同表24の項の次に次のように加える。</p> |   |   |
| <p>25 健康管理休暇(幼稚園教育職員を除く。)</p>  | <p>健康</p>   | <p>健康</p>   |   |   |
| <p>◎世田谷区教育委員会訓令第5号<br/>教育委員会事務局<br/>世田谷区立幼稚園<br/>幼稚園教育職員等の旅費支給規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区教育委員会<br/>第3条(見出しを含む。)中「職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則」を「職員の旅費に関する規則」に改める。</p> <p>附則<br/>この訓令による改正後の第3条の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行については、なお従前の例による。</p> <p>◎世田谷区教育委員会訓令第6号<br/>教育委員会事務局<br/>世田谷区立幼稚園<br/>世田谷区幼稚園教育職員人事評価規程(平成28年4月世田谷区教育委員会訓令甲</p>  | <p>第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月13日<br/>世田谷区教育委員会<br/>第4条第2項の表第2次評価者の項及び第13条中「世田谷区教育委員会事務局学校職員課長」を「世田谷区教育委員会事務局教育指導課長」に改める。</p> <p>附則<br/>この訓令による改正後の第4条第2項の表第2次評価者の項及び第13条の規定は、令和8年4月1日から適用する。</p> <p>訓令甲(議会議長)</p> <p>◎世田谷区議会議長訓令第1号<br/>区議会事務局<br/>世田谷区議会議事局処務規程(昭和47年7月世田谷区議会議長訓令第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区議会議長<br/>石川ナオミ<br/>第6条の次に次の1条を加える。</p>   | <p>(全ての職員の職責)<br/>第6条の2 職員は、次条に定める分掌事務のほか、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。</p> <p>◎世田谷区議会議長訓令第2号<br/>区議会事務局<br/>世田谷区議会個人情報保護条例施行規程(令和5年3月世田谷区議会議長訓令第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和8年4月1日<br/>世田谷区議会議長<br/>石川ナオミ<br/>第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。</p> <p>附則<br/>この訓令中、第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)附則第1</p>   |   |   |

条第6号に掲げる規定の施行の日から、第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第33回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和8年4月14日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和8年4月30日(木)  
午後4時
- 2 開催場所 区役所東棟9階 第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

訓 令 甲 (監)

◎世田谷区監査委員訓令甲第1号

監 査 事 務 局

世田谷区監査事務局処務規程(昭和56年12月世田谷区監査委員訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

世田谷区代表監査委員

大 塚 勇

第4条に次の1項を加える。

- 6 職員は、災害及び健康危機に係る施策の策定及び推進に関する事務を掌理する。